

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第67回定例会・会議録

日 時 平成21年1月14日（水）

場 所 柏崎市産業文化会館 3F 大ホール

出席委員 新野、浅賀、池田、伊藤、伊比、加藤、金子、上村、川口、久我、
佐藤、三宮、高橋（武）、高橋（優）、武本、種岡、中川、中沢、前田、
牧、宮島、吉野、渡辺委員
以上23名

欠席委員 相沢委員
以上 1名

その他出席者 原子力安全委員会事務局 明野総務課長 竹内審査指針課長
松本安全調査官
原子力安全・保安院 加藤審議官 御田上席安全審査官
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 今井所長 大嶋副所長
嶋崎検査官
柏崎刈羽地域担当官事務所 七部所長
新潟県 松岡原子力安全対策課長 市川係長
柏崎市 須田防災・原子力課長 名塚課長代理 藤巻主任 阿部主任
刈羽村 中山課長 飯田副参事
東京電力（株）高橋所長 長野副所長 村山副所長 伊藤技術担当
磯貝技術総括部長 菅井第一運転管理部長
小林建築GM 武田土木GM 森地域共生総括GM
阿部地域共生総括G 杉山地域共生総括G
（本店）工藤原子力・立地業務部長
山下中越沖地震対策センター所長
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 押見事務局長
石黒主事 柴野（征）

◎事務局

ごめんください。また今日は、もう新しい年になって半月ほどたっておりますけど、皆さん、明けましておめでとうございませう。本年度、またよろしくお願いを申し上げたいと思ひます。

それでは、第67回の定例会ということ、今日は勉強会が中心ということになります、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思ひます。

まだ委員さん、6名ほどご到着ではございませうけれども、今ほど申し上げました定刻ですので、資料確認の方からさせていただきます、始めさせていただきますと思ひます。

資料確認をさせていただきます。二つの山になっておりまして、一つが今日の定例会の次第、それから、これは委員さんだけでございませう、質問・意見等をお寄せくださいという、いつもの用紙でございませう。以下、全員の方、傍聴をなされる方も含めて全員の方に行き渡っているかと思ひますので、ご確認をお願いしたいと思ひます。委員、質問・意見等というA5の用紙。それから、保安院さんの前回定例会以降の原子力安全・保安院の動き。それから、同じく「柏崎市、刈羽村のみなさまへ」というA3の縦型の用紙でございませう。それから、中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所に関する調査・検討状況の住民説明会というご案内の用紙でございませう。同じく原子力安全・保安院さんの原子力安全規制行政と原子力安全・保安院というパワーポイントの資料でございませう。それから、新潟県の前回定例会以降の行政の動き。それから、東京電力さんの第67回地域の会定例会資料。同じく東京電力さんの第66回地域の会定例会における質問票による質問に対するご回答という用紙でございませう。それから、もう一つのほう、今日の勉強会の資料ということ、原子力安全委員会事務局さんの方で用意いただいたパワーポイントの資料、原子力安全委員会の役割と主な活動、もう一つが原子力安全委員会の中越沖地震後の変化という資料でございませう。お手元にないというものがございませうたら、恐縮ですが、挙手をお願いしたいと思ひますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(なし)

◎事務局

それでは、今日は勉強会ということ、立ち上がり30分間ほど定例会という形をとらせていただき、おおむね21時を目途に進めさせていただきます、こう思ひます。

皆さんにお願ひごとでございませうけれども、携帯電話等お持ちの方、電源をオフにする、あるいはマナーモードに設定をお願いしたいと思ひます。それから、傍聴の方を含めて、プレス関係の方、録音をされる場合には、チャンネルを4グループ以外で、ご自分の席で録音等をしていただくようにご協力をお願いしたいと思ひます。それから委員さん、オブザーバーの皆さんにお願ひですが、いつものように、発言なさるとき、マイクのスイッチを入れていただき、終わりましたらスイッチをお切りいただくということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。失礼いたしました。

それでは、会長さん、ひとつよろしくお願ひいたします。

◎新野議長

明けまして、おめでとうございます。67回の定例会を、30分ですけれど、前回からの動きに凝縮して今日はさせていただきたいと思います。

1月の初めての定例会なんですけれど、今日、主が勉強会ですが、勉強会も、私たちがいろんな知識のもとでいろんな趣向をしたいということで、委員の皆さんの要望で今日の勉強会をすることにいたしました。残念ながら、お天気があまり思わしくないのも、オブザーバーの方も遠方からですし、今日、傍聴においでいただいた方も、足元の悪い中、私どもの会にお越しいただきありがとうございます。何かのお役に立てればと思って活動している会ですので、よろしく願いいたします。

じゃあ、早速ですけれど、定例会、前回からの動き、まず保安院さんのほうからご報告いただきます。お願いいたします。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

原子力安全・保安院の加藤でございます。明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました、ありがとうございます。本年も、ご指導・ご鞭撻、よろしく願いいたしたいと思っております。

保安院につきましての前回以降の動きでございます。

まず、第1点目といたしまして、私からお詫びを申し上げます。

1カ月の動きの紙のほかに、このような大きなチラシのコピーをお配りしてございます。昨日、新聞折り込みで配らせていただきましたが、昨年12月下旬に立地地域でお配りいたしました原子力安全・保安院通信におきまして、プルサーマル計画について、この柏崎刈羽及び東電の福島第一につきまして、地元の了解が得られていると誤った記載をいたしましたことについて、深くお詫び申し上げる次第でございます。

このプルサーマルの問題につきましては、ご当地でも非常にご議論のあった末、平成11年3月、4月に、県・市・村から東電に事前了解が与えられたわけでありまして、その後のさまざまな議論、あるいは東京電力によるデータ改ざん、こういったことがありまして、平成14年9月に、その事前了解が取り消されているという経緯がございます。また加えまして、一昨年地震以降、発電所がとまっておりまして、今、その安全確認をやっているという状況で、プルサーマル云々という状況では全くない中で、こういった地元へのご配慮を欠くということになりまして、多大な不快感をお与えしたこと、まことに申しわけございません。

この件につきましては、単にこうやって誤った記載をしたということだけではなくて、なぜこの時期に保安院の広報誌でプルサーマルの問題を取り上げたのかという疑問もいろいろいただいております。この保安院通信というのは、年に4回、保安院として地元の皆様に直接情報をお届けできる重要な広報手段であるわけでございます。そういうものをどうやって使っていくべきなのか、こういったことも含めまして、現在、原因調査、再発防止策の検討を進めておるところでございます。これにつきまして、またまとまりましたら、改めてご報告させていただきたいと思っております。

とにもかくにも、大変申しわけございませんでした。

それで、第2点目以降につきましては、今井のほうからご報告申し上げます。

◎今井所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ごめんください。保安検査官事務所の今井でございます。前回からの動きということで、二つ目以降、ご説明したいと思えます。

まず、6号機のタービン建屋におきまして火災がございましたが、12月9日に、東京電力に対して指示文書を発するとともに、立入検査を実施しております。1月8日に報告書が出ましたけれども、それに対しまして、ワイヤーの供給装置がそもそも対策に含まれていなかった、あるいは通報遅れについては責任者がきちんと決まっていなかったといった、そういうことがございましたので、そういった原因や、今後、ワイヤーの供給装置を範囲に含んだり、あるいは通報に関しては責任者を明確にするといった再発防止対策につきまして、保安院といたしまして妥当というふうに考えております。今後、保安検査等を通じまして、再発防止対策についてきちんと実施されていくかどうかについて確認してまいります。

7号機のタービンの建屋についても火災がございましたが、3番目です、同じように12月12日、報告書が出ております。それに対する原因、あるいは再発防止対策につきましても、保安院といたしまして妥当というふうに考えており、また、タービンのローターのところが火炎を受けたということで、12月19日にワーキンググループを開催いたしまして、そのタービンの健全性が維持されているかどうかということについて確認しております。

6号、7号と立て続けに火災があったわけですが、今後、火災が起きないように、再発防止対策がきちんととられているかどうかということをお我々としてもきちんと確認していきたいというふうに考えております。

それから、四つ目ですが、報道等でありましたが、1月9日の夜に、新潟市の廃棄物対策課より、新潟市内の産業廃棄物処理施設におきまして、放射性廃棄物、日本原子力東海発電所と書かれた放射性物質を示す緑色のドラム缶が発見されたと保安院に連絡がございました。翌日10日に、現地に職員、我々と、あと保安院からも現地に行きまして、加えて原子力安全基盤機構、それから日本原電とともに、ドラム缶の表面の放射線量の測定と内容物を詳細に分析するための試料採取等を行いまして、確認した結果、放射線量は周辺環境と同程度の値でございました。放射性物質による安全上の問題が生じていないということを確認しております。保安院といたしまして、今後、新潟市さんと連携しつつ、本案件に対処していきたいというふうに考えております。

裏返しまして、五つ目ですが、基準地震動に対する7号機の耐震安全性評価、耐震補強用地震動による評価報告書の改訂版を受領したということで、7号機のコントロール建屋、つまり中央制御室等が入っている場所ですが、追加の検討を行っていたところですが、保安院が1月9日、東京電力から改訂版の報告書を受けております。引き続き、専門家のご意見を聞きながら、厳正に確認してまいります。

それから、6番目は、6号機の建物・構築物の評価報告書が出てきております。

それから七つ目ですが、1号機、それから5号機の建物・構築物に対しまして、12月13日に立入検査及び専門家の現地調査というのを行ってございます。

それから、8番目は、12月7日、柏崎市内におきまして住民説明会を開催させていただいております。

もう一枚、こちらの住民説明会のご案内ということで、今年1月31日に、柏崎商工会議所の大研修室をお借りしまして実施する予定でございます。裏側に参加申込書がございますので、すみません、最近、参加の人数が減ってきておりますので、ぜひ参加していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

残りは調査対策委員会の開催状況と、それから設備点検の妥当性確認のための立入検査の実績でございます。

私のほうからは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

では、年頭ですので、資源エネルギー庁さん、ご挨拶だけでも。

◎七部所長（柏崎刈羽地域担当官事務所）

明けましておめでとうございます。柏崎刈羽地域担当官事務所の七部でございます。

昨年に引き続き、今年も発電所の安全性が確認または耐震強化工事が行われているという状況ですけれども、引き続き、これが円滑に、かつしっかり行われていくことを期待しております。よろしく願いします。

◎新野議長

ありがとうございます。

新潟県、松岡課長、お願いいたします。

◎松岡原子力安全対策課長（新潟県）

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

それでは、新潟県の原子力安全対策課ですが、新潟県のほうの行政の動きを説明させていただきたいと思っております。お手元にある資料、1枚でございますけれども、ご覧いただきたいと思っております。

1番目の安全協定に基づく状況確認につきましては、県、柏崎、刈羽村とあわせて、12月10日、1月9日と、月例状況確認をしております。これは毎月1回行っているところでございまして、ご覧のような確認内容について、これは主なものでございますけれども、確認させていただいております。それから、臨時的というは何ですけれども、12月18日に、新たに免震重要棟等が、基礎の方ができ上がったということで、その確認もさせていただいております。

2番目でございますが、技術委員会の開催をそれぞれやっております。地震、地質小委員会が12月17日、保安院の中間報告に対する原子力安全委員会さんの見解についてということ、それから保安院さんの海上音波探査結果ということでやっております。議事概要については、ここに書いてあるところでございます。今、議事録はもう出ておりますので、その辺のところもまたあわせて見ていただければと思います。

それから、1月7日でございますが、新年早々、先生に無理を言ってやらせていただきました。議題については、敷地周辺の地質調査結果、それから原子炉建屋基礎地盤の安定性評価ということを議題として議論をさせていただきました。議事概要は、ご覧のとおりでございます。

それから、その他ということで、この地震、地質小委員会の方につきまして、これまで結構詰まったところもございまして、これまでの議論における論点を整理して、次

回の1月21日でございますけれども、小委でまたその辺のところをしっかりと議論していきいたいという形で始まっております。

それから、設備、耐震小委員会でございますが、12月12日と1月13日、開催してございます。12月12日の方につきましては、毎回、各号機の点検・解析の進捗状況を聞きまして、それから主な論点の整理とか委員質問への回答、それから7号機機器配管系の耐震安全性評価ということを議題として議論をさせていただきました。議事概要は書いてあるとおりでございます。後ほど見ていただきたいと思います。

1月13日につきましては、同じく各号機の進捗状況の部分と、それから地震応答解析の信頼性ということ、それから7号機の耐震安全性評価、それから1号機の点検結果並びに地震応答解析結果と、この部分を議題としてやらせていただきました。議事概要は書いてあるとおりでございます。地震応答解析の信頼性と精度について、やはりいろんな意見がございましたので、その辺のところをしっかりと13日はやっていただいたという状況になっております。その他の方に書いてございますが、これもある程度進んでおりますので、今回の1月13日の議論も含め、一度論点を整理して、次回の小委でまた議論をするということで、次の開催は1月29日ということで予定しております。

それから、3番目でございますけれども、意見交換会を今年の12月23日に開催させていただきました。刈羽村の生涯学習センターラピカのほうで開催させていただきました。122名の参加をいただいたほか、事前に意見を公募しましたところ、73件寄せられておりました。これにつきましても、県の原子力安全対策課のホームページでご覧になれますし、意見交換会の様子は、今アップしている最中なんでございますが、17日から状況が映像で見れるような形で準備しておりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

それから、ちょっとお時間をいただいて、前回の地域の会の中で武本委員のほうからの質問がありましたけれども、柏崎市の市街地周辺の地盤沈下の関係、今、もしお答えしてよければ、いいですかね。

◎新野議長

はい、お願いします。

◎松岡原子力安全対策課長（新潟県）

はい。まず一つは、県の、課のほうではなくて、県の県民生活環境部と柏崎市で水準測量を行っております。現在は2年ごとに9月1日を基準として、地下水の酌み上げといたしますか、揚水による地盤沈下の影響をやっているというような形になってございます。今回発表された部分につきましてはの評価としては、中越沖地震の影響によって地下水の揚水による地盤沈下としては評価できないということで、地震によるものなのか、揚水によるものなのかは、ちょっと判断できないと。ただ、武本委員がご指摘になっているように、水面は大きく下がっていると。水面といたしますか、沈んでいると、沈下はしているというような状況になってございます。

この部分につきましては、市街地の地盤は発電所の場所とは異なって、沖積層の厚く堆積しているところであるとか、それから、発電所周辺の敷地は、現在、真殿坂断層の活動性とか、そういうものも含めて小委員会のほうで議論をしているという状況にあります。ご指摘の場所につきましては、発電所から約7キロぐらい離れているところであ

って、発電所が建っている地盤とちょっと違っているところがあるのかなというような状況がございます。

そのことがあって、一般的に、地盤沈下というのは地下水の揚水による部分で地盤が密になる部分、それから地震によって地盤の液状化とか、締め固めなどによって水が動いて地盤が下がるというような形が、起こるといふことがありまして、地盤沈下の原因を特定できないというのが今の考え方でございます。

それで、今のところ、小委員会で検討するかどうかはまだ全然話題に上っていませんので、情報といいますか、そういうところの情報の整理が必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

では、柏崎市さん。

◎須田防災・原子力課長（柏崎市）

皆さん、明けましておめでとうございます。柏崎市防災・原子力課の須田でございます。

行政の動きということでございますが、今、県のほうから説明ありましたとおり、私ども、県と刈羽村と一緒に状況確認をやっているということでございますし、技術委員会及びその小委員会等につきましても、一緒に出席して、一緒にやらせていただいているという状況でございます。今後も、そういうことで、県、それから刈羽村と一緒に活動をしていきたいと思っております。

本年も、よろしく願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございました。

刈羽村さん。

◎中山企画広報課長（刈羽村）

刈羽村企画広報課でございます。昨年に引き続きまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今ほど柏崎市さんのほうからも話がございましたように、私ども刈羽村といたしましても、県、柏崎市さんとともに、先ほど県から報告がございましたように、安全協定に基づく状況確認ですとか、技術委員会、小委員会等の参加ということで、足並みをそろえてやってまいりたいと思っております。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございました。

東京電力さん、お願いいたします。

◎高橋所長（東京電力）

どうも、明けましておめでとうございます。所長の高橋でございます。旧年中は皆さんに大変お世話になりました。毎月のことではございますが、貴重なご意見を賜りまして、本当に感謝しております。また本年も引き続き、

どうぞよろしくお願いたします。

また、昨年末には、けが、あるいは火災などが続きまして、皆さんに大変ご心配をおかけしてしまいまして、申しわけなく思っております。協力企業の方々と一丸となりまして、安全意識をさらに高めまして、再発防止対策にしっかり取り組み、こうしたことのないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、副所長の長野よりご説明させていただきます。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、お手元の資料をご覧いただきたいと思えます。

まず、公表区分Ⅰでございますが、2件記載してございますが、同じ6号機のタービン建屋での火災の関係でございます。第1報、第2報という形で2件になっております。

6ページをご覧いただきたいと思えます。その火災の概要でございますが、午前10時40分ごろ、6号機のタービン建屋の地下1階、非管理区域でございます。場所は7ページのほうにちょっと絵を描いてございますので、ご覧いただきたいと思えますが、配管サポートの耐震強化工事のために溶接作業を行っていたところ、溶接棒の送り出し装置から煙が発生したというものでございまして、簡易消火器を使用して初期消火を行い、午前11時37分ごろ消防署へ通報したというものでございます。火災発生から消防署への通報が約1時間後ということで、通報遅れがあったというものでございます。

消火後の状況については、9ページに溶接棒の送り出し装置の消火後の写真がございしますが、ご参照をいただければと思えます。

この火災の原因と対策でございますが、めくっていただきまして、13ページ以降、まとめてございます。

まず、火災が発生した原因でございますが、火災が発生した電気溶接機については、工場での出荷前の点検や現場での使用前点検が行われておりましたが、溶接機の付属品であるワイヤ送給装置の点検項目の中に、今回の火災の原因となった中継端子台の点検が含まれていなかったということでございます。このため、この中継端子台の端子の腐食やほこりの付着等、事前の点検で見つけることができなく、着火・発煙につながってしまったというものでございます。

それから、下のほうに1時間の通報遅れの原因をまとめてございます。実際に炎を目撃して初期消火を行った者は、近くにいた工事関係者が電話で連絡をしていたので、既に中央制御室のほうへは連絡が行っていると思込んでしまっていて、火災発生時の連絡をしなかったということでございます。現場の状況を中央制御室に連絡した担当者は、火災発生時の認識を持っていなかったということで、情報がうまく伝わらなかったということでございます。

対策といたしましては、14ページに書いてございますが、工事用機器の点検要領を明確にし、しっかり点検を行うと。それから、通報遅れに関しては、火災発生時の連絡体制、誰が連絡をするのかという責任者の明確化、それから連絡体制にかかわる教育の実施等々を行うということにしております。

それから、前回の定例会でご報告した7号機のタービン建屋の火災についても、原因

と対策を発表しておりますが、添付をさせていただいておりますので、ご参照をいただければと思います。

安全意識を一層高めて、協力企業各社も含めて一体となって災害の未然防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、1ページ目に戻りまして、この続報というのは、今ご説明した火災の関係でございます。区分Ⅲということで、4件ございました。

一ポツ目でございますが、12月4日、1号機のタービン建屋における堆積物の確認についてでございますが、16ページをご覧いただきたいと思います。場所は17ページの方に記載をしております。堆積していたところの写真も17ページの方にございますので、ご確認をいただきたいと思います。この堆積していた物は何かという、タービンを回した後の蒸気を復水器で水に戻すわけですが、その水をまた原子炉に戻すわけですが、その水を浄化しながら原子炉に戻す、そのためにイオン交換樹脂を使っておりまして、この樹脂がこぼれていたということでございます。原因等については、概要をまとめてございますので参照いただきたいと思いますが、誤って排水面が開いていたため、そこから出てしまったというふうに推定をしております。

二ポツ目はけが人の発生でございますので、説明は省略いたします。

それから、2ページ目にまいりまして、一ポツ目もけが人の発生でございます。

二ポツ目は、12月15日、2号機原子炉建屋管理区域、これは格納容器の中でございますが、水漏れがございました。18ページに概要をまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

それから、その下、2ページのその他発電所にかかわる情報でございますが、2件ございますが、いずれも国による新しい検査制度の導入に伴う保安規定の変更・認可、あるいは届出について行ったということをお知らせしているものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。中越沖地震後の発電所の点検・復旧状況及び不適合ということで、毎週報告をさせていただいております。

五ポツ目でございますが、6号機の設備健全性にかかわる点検評価報告書（建物・構築物編）を提出しております。評価の結果については30ページのほうにございますが、一番下のところにまとめて記載しておりますが、設備健全性が確保されていると評価したという内容でございます。

それから七ポツ目、1月9日、7号機における耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書の提出、これについては、評価結果は40ページ以降に概要をまとめておりますが、こちらについても、いずれの項目においても耐震安全性が確保されていると評価したという内容となっております。

4ページ、5ページは、国並びに県の技術委員会のほうに報告している内容を記載しております。

前回以降の経緯としては、以上でございます。

それから、お手元に1枚、前回の定例会の質問票に対する回答ということで、タービンの関係のご質問への回答文を配っておりますが、こちらについてもご参照いただければと思います。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

予定時間を数分過ぎていますので、本来、質疑は入れられる余裕はないんですが、次に送ってよろしいでしょうか。

はい、浅賀さん。

◎浅賀委員

保安院にお伺いします。プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワークから出席をしております浅賀です。

冒頭にありました訂正と謝罪ですけれども、私どもはプルサーマルの問題が起きたとき、10年前、正確には11年前に、ちょうど今ごろ、吹雪の中で署名を集めました。忘れることはできません。さらに、その後に刈羽村では住民投票を行っているわけです。全国的にもそれは報道されているはずですので、訂正、お詫びという簡単にはいかないと思っております。全くの間違いでありますし、これを立地地域、全国に配布されたのか、部数はどれくらいなのか、そして昨日入りましたこの訂正、お詫びの冒頭は、柏崎刈羽地域となっております。全国にはどのような形で訂正なさるのか、真意をお伺いしたいです。

事業所が今、一昨年地震以降、再開に向けて必死の様相で点検を進めているわけですが、それさえも何か気持ちを逆なでする、私ども市民一人一人に対しても気持ちを逆なでされるような事柄にほかならないと思っております。

本当に、こういうことは、どういう状態で、どういう考えで印刷され、全国に配られるのか、その真意と最高責任者の謝罪を求めたいと思っております。

◎新野議長

保安院さん、お願いいたします。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

今、浅賀委員から、過去の経緯の問題ですとか、発電所の現状に照らして、大変、地元の皆さんの気持ちを逆なでするものだというご指摘をいただいたわけでありまして、まさにそのとおりであるというふうに思うわけでございます。

まず、事実関係について申し上げますけれども、この原子力安全・保安院通信でありますけれども、年に4回、発電所立地地域の住民の各世帯にお届けできるようにということで、全国で60万部配られてございます。それで、このうち公共の場に配備されるものについては、ほぼ回収したところでございますが、既に昨年12月下旬に一般家庭にお配りされたもの、全国でお配りされたものについて、回収するというについては事実上不可能でございますので、こちらについては、次回の原子力安全・保安院通信で、きちんとこの訂正の説明をいたすことといたしておりますが、それに先立ちまして、各地元にもこういったことがあったことはお伝えしてございます。また機会があれば、そういったことを住民の皆さんにお伝えいただくようお願いしたところでございます。

今回、このような時期になぜこういったものが載ったのか、またこういう形で載ったのかということについては、現在、その原因、どういうプロセスでこういうことが起こったのか、子細に調査しているところでございます。それを踏まえまして再発防止策を固めるとともに、きちんと襟を正す対応をしてまいりたいと思っております。

◎新野議長

じゃあ、次、進めてよろしいですか。また何かありましたら、文書なり、次回はまたちょっと違う定例会ですので、3月になるかもしれませんが、記録か何かしていただいで、よろしく願いいたします。

では、お待たせしています。おいでいただきました原子力安全委員会さんの方からのいろんなご説明をいただく、勉強会に移らせていただきます。

◎事務局

それでは、原子力安全委員会事務局さんの方から、今日は三人おいでをいただいておりますが、講師といいますか、ご説明をいただくということで、皆さんの資料のところにも記載されておりますが、内閣府原子力安全委員会事務局の総務課長さん、明野吉成様、それから同じく審査指針課長の竹内大二様からお話を頂戴したいと思います。準備でき次第、そちらのほうに入らせていただきたいと思います。最初のほうに保安院さんのほうから、事前のご説明ということで頂戴をしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

◎新野議長

よろしく願いいたします。

私ども、9月に年間の行事の中で県外視察というのを一つは入れるんですが、昨年9月に安全委員会さんと保安院さんと訪れております。いろんな対応をして、ご説明もいただきました。その中で、やはり原子力の政策というのを本当に私どもがよくわかっているのかというと、なかなかそういう勉強のチャンスがあるようではなかったので、なかなか抜けている部分の情報がありまして、ぜひ今日は少しでも埋めさせていただくためということで勉強会を開いていますので、よろしく願いいたします。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

それでは、保安院の加藤でございます。まず、安全委員会もいらっしゃる場で、私のほうから安全規制行政全体についてご説明するのは大変僭越なんですけども、まず前座としてそういう説明をとというお求めがございましたので、させていただきます。

資料といたしましては、皆様の左側の山のほうに入っていたかと思いますが、A4横の原子力安全規制行政と原子力安全・保安院というものでご説明申し上げます。

中身なんですけども、そもそも原子力安全規制とは何なのかと。ちょっとこれは私なりに整理したものですけども、それから始まりまして、その行政体制がどうなっているのか、安全委員会の存在についても、ここで簡単に触れさせていただきます。それから、保安院のことも説明いたします。実は皆さんには、この原子力安全・保安院のこのうち、原子力分野の安全分野の仕事について毎月ご議論いただいているわけございまして、実はそれ以外に産業保安分野の活動もしてございます。若干、それも触れさせていただきたいと思います。それから、中越沖地震以降、保安院がどう変わりつつあるか、あるいは今後どう変わっていくかということも若干、触れさせていただきたいと思います。

まず、この原子力安全規制とは何かということなんですけども、ご承知のように、原子力はエネルギーとして使う、あるいは放射線を医学、工業、農業などの分野で使うというふうに、役に立つ使い方ができるものでありますけども、非常に危険もそもそも持

っているわけでありまして。そういったものを野放図に使わせて、国民の皆様には危害が及ぶといけないということで、原子炉などによる災害を防止するということのために、原子力を扱う事業者、電力会社でありますとか、あるいは発電所で燃やす核燃料をつくるメーカー、そういったところのそういった施設でありますとか、あるいは行動、そういったものを安全のために規制すると、たがをはめるということでもあります。

例えば、原子炉の設置というのは、皆さん、やりたいと思っても勝手にはできません。どういうふうにつくりたいというのを申請していただいて、それを審査して、安全かどうか、災害を防止できるものかどうか、そういう審査をした上でオーケーであれば許可を出して、そうしたもののだけが設置できるというふうになってございます。また、そういった施設、行動につきまして、そもそも国として最低限守ってほしいという基準を示したり、かつまたそういったものが守られているかどうか、国の検査を受けてもらうということもあります。それから、事故などがあつたときはちゃんと報告しろということ。あるいは、安全のために国が出す命令には従ってもらうと、そういう義務が課されております。

ただ、こういったことは義務を課したり自由を制約するわけでありまして、ちゃんと法律に基づいてやらないといけないということでもあります。したがって、我々、安全規制をやっている者は、法令に基づいてそういった活動をやっているというわけでございます。

加えて大事なことは、法律というのは国会でつくられているものであります。国民の代表から成る国会でつくられているものでありますから、こういった法令に基づいた行為については、きちんと国民にご説明すると。結果は当然ですけども、ここでもいろいろご指導いただきましたけども、そのプロセスについても説明していくということが重要かと考えております。

それで、こういったことをやる日本の体制はどうなっているかということですけども、大きく、我々経済産業省の原子力安全・保安院と、それから文部科学省、この中の科学技術・学術政策局というところが法律に基づく規制業務というのをやっております。それで、原子力安全・保安院の方では、原子力をエネルギーとして使うということに関係した施設・行為についての規制をやっております。原子力発電所ですとか、核燃料サイクル、あるいは放射性廃棄物の管理といったことを担当しております。一方、文部科学省の方では、科学の分野での原子力を使うということでの安全規制を担当しております。大学ですとか、研究所にある研究用の原子炉、それから放射性同位元素であるとか放射線発生装置による放射線障害が起きないようにといった規制、さらには、もう一つは施設の外での放射能の状況がどうなっているかというようなことも文科省の担当になっております。

それで、日本の場合の特徴なんですけども、こういったそれぞれの役所が法律に基づいてやることに加えて、原子力安全委員会が、国民の健康と安全を守るという観点から、保安院あるいは文科省の活動をチェックするというふうになってございます。これはなぜかということなんですけども、日本で原子力開発利用、昭和30年代から始まってきたわけなんですけども、40年代に入りまして、アメリカの原子力潜水艦から放射能が漏れているかどうかという分析、国が行っていたわけなんですけども、そういったデータ

の捏造があったり、あるいは昭和49年には原子力船「むつ」で放射線漏れ事故が起きるということで、原子力に対する国民の不信というものが非常に高まりました。そういった状況の中で、どうやって国民の信頼を得ていったらいいかということで、原子力の行政体制をどうすべきかということを経理直轄で昭和51年に検討いたしました。

そのとき出てきた結果として、規制と推進をきっちり分けるということ、それから規制については、こういった担当の役所が行う活動をさらに原子力安全委員会というものが一段上の立場から見るということであります。

なぜかといいますと、現在、我々経産省の中の原子力安全・保安院ということで、かなり独立性が高い組織になっていますが、役所全体の中では開発促進という責任もあるわけでありまして。そういう役所の中でやっていて、大丈夫かと、安全確保はちゃんとやってくれるのかという不信感もあるおそれがあります。また、こういった二つの役所、本当はこれに国土交通省で船に載せる原子炉の規制というのものもあるんですけども、そういったいろんな役所がやる安全規制について統一的な評価が必要だということがこの昭和51年の専門家・有識者による検討の結果出てまいって、原子力安全委員会というものがつくられたわけでありまして。

ちょっとここで開発も含めた体制のことなんですけども、日本では、原子力安全委員会と対をなすものとして原子力委員会というものがあります。原子力委員会というのが、もともと日本で原子力開発利用が始まったときからずっとあったわけでありまして。ここが原子力開発利用をどう進めていくか、そういった基本方針を大体5年ごとにつくってきているということに加えて、実は安全規制のほうでも、最初のころは例えば原子炉の設置の許可というのは内閣総理大臣が原子力委員会の意見を聞いて許可をするというふうになっていました。柏崎の1号炉も、そういった形で許可がされています。去年の初めのころ話題になりました百二十部会というのは、当時、まだ原子力委員会が安全も見ていた時代のものであったわけでありまして。その後、昭和51年にこういう提言が出まして、52、3年ごろから、こういった開発と推進がびしっと分かれるという形になっています。

原子力委員会の方は、それ以降は開発推進の大きな方針を出すということになってございます。現在では、その方針のもとで、エネルギー利用については資源エネルギー庁、それから原子力に関する研究については文部科学省がそれぞれ具体的な施策を展開しているということでありまして。

今申し上げたこと、この安全規制について申し上げますと、絵で描くとこういう形になりまして、保安院では、事業者に対してこの法律に基づく安全規制、許可でありますとか検査といったものを行うということでありまして。原子力安全委員会が、それに対してちゃんとやっているかというダブルチェックをかけます。我々は、行ったことについてきちんと国民の皆さんに説明するということでもあります。あと、非常に技術的に難しい中身もございまして、原子力安全基盤機構というところで解析・評価などの支援、あるいは検査についても保安院と分担でやっているということでもあります。

それで、原子力安全・保安院がどんなところかということなんです。原子力の安全性については、今申し上げたようなことでもあります。ただもう一つ、産業保安という分野の仕事もやっております。火薬類、これは打ち上げ花火なんかも入りますけども、そういっ

たものの取り締まり、それから高圧ガスの保安、鉱山の保安、石油コンビナートの災害防止、こういったことについて取り組んでおります。

それで、保安院ができたのは昭和13年1月ですけれども、この原子力の方、あるいは産業保安の方、両方にわたりまして四つの基本的な行動規範というのを掲げて我々取り組んできております。国民の安全確保ということに強い使命感を持つと。それから、科学的・合理的な判断を下していくということでもあります。前例踏襲にはとらわれないということでもあります。それから、やったことについては透明性高く説明していくと。判断は中立・公正にやっていくということでもあります。全体で約800人の組織でありまして、うち380人が原子力の安全の業務にかかわっております。東京の本院、訪問していただきました本院のほかに、ここの今井所長のところの事務所と同様なものが全国に21カ所ございまして、検査官が全部で約110人。それから、こういった産業保安分野について、現場の監督などを行うために産業保安監督部というものを全国に置いておまして、ここに約350人所属しているということでございます。

産業保安分野のほうですけれども、非常に規制対象となる事業者が多い、あるいはガスの問題でありますとか、電気を末端で使うということでは、国民一人一人の皆様もかかわってくるということで、かなり原子力とは仕事のやり方が違っているところもございます。例えば、保安確保のための普及啓発ですとか、あるいは事故調査解析と技術基準の改定、原子力も当然こういうのは重要ですけども、ここら辺、こういった普及啓発なんかはかなり原子力なんかよりはウエイトが高い形でやっております。

それで一つ、この柏崎刈羽地区にも非常に関係が深い仕事の例をご紹介しますけれども、中越沖地震の際に、非常にガスの復旧に時間がかかったと、日数がかかったということがございます。これにつきまして、このときについて地震直後の対応、あるいは復旧の問題、それから地震に強いガス施設ということで、どんなふうにしていったらいいかということ、有識者に集まっておきまして検討したものが、今年の5月に報告書としてまとまっております。こういったものを全国のガス供給の事業者あるいは自治体などにご覧いただいて、ここでの教訓を水平展開するというようなことに取り組んでいるわけであります。

それで、次に保安院がどう変わってきているかということでもあります。変わってきているととらえていただけるかは、これは皆様方のご判断の問題であるわけですけども、まず、我々、地震後の柏崎刈羽発電所の安全確認につきましては、主体性、透明性、公正性というものを意識して取り組んできております。主体性ということでは、我々の検査官自身の目で現場を見るとか、点検・試験にきちんと立ち会う、あるいは保安院自身で活断層調査をやるとか、あるいは原子力安全基盤機構で非常に実質的なクロスチェックをやってもらうといったことでもあります。透明性の関係では、発電所の安全確認に関する専門家の議論をすべて公開で行っております。また、こういった場でご説明させていただくほか、地元説明会、折り込みチラシということで、透明性を高めさせていただいております。また、公正性の一つの例としては、東電と地元団体、双方立ち会いのもとで地質調査を行うといったようなことも行ったわけでございます。

それから、今回の地震にかかわります対応で非常に明確になった問題点として、発電所の自衛消防体制が弱かった、設備も弱かったということ、あるいは我々も含めてです

けども、情報連絡・提供が悪かったという問題があります。こういった問題につきましても、専門家の先生方に集まっていただいて、原因、それから改善策というものを昨年の2月までにまとめていただきまして、早急にいろいろ実行してきているわけでありませう。現在、柏崎刈羽はもとより、全国の発電所で365日24時間、常駐で対応する自衛消防隊というものが整備されてきましたし、化学消防車も配備され、消火配管の耐震性も強化されてきているということでもあります。

情報提供・連絡の関係では、大規模地震が起きたときには、発電所の関係の情報を1時間以内に発表できるようにいたしました。先般は、これを30分以内でできるようにしろと、さらに重い命題をいただいております。それをどうするかも今いろいろやっております。それから、地震のときには、皆さんはなかなかテレビなどをご覧になれないという中で、どうやって情報を伝えるかということで、携帯のメール機能を使いました、あるいは携帯のホームページ機能を使いまして、そういった原子力施設の情報を提供するモバイル保安院というものを昨年7月から行っているということでもあります。

それで、さらに今現在、各号機の安全性、あるいは健全性、あるいは新しい基準地震動に対してもつのかどうかという検討をしておりますけども、我々、単にそれが終わったら終わりということではなくて、やはり耐震安全性について一層信頼性を上げていくような取り組みが必要であると考えております。

このために、今回のF-B断層の評価という問題では、やってはいたけども、必ずしもこれだけ大きな揺れというのは想定できていなかったとか、あるいはやっていることをそもそも皆様方に説明していなかったという問題があったわけでもあります。そういったことで、地震学の進歩などを反映する仕組みをちゃんとつくって、その仕組みのもとで、定期的に公開の場でこういったものを検討していきたいと思っております。

また、常日ごろから発電所の地震観測を充実しまして、あるいは周辺も充実して、地盤とか施設の揺れ方、こういったものの評価のやり方をより高度化していくと。さらにIAEA、昨年6月にここでワークショップをやりましたけども、そういった機関などと連携、また国内でも大学などとも連携しまして、耐震安全性に関する研究の推進などを図っていきたいというふうに考えております。こういった大きな方向については、今、専門家の先生に諮りまして、大体こういう方向でいだろうということで、さらに具体化しまして、新年度からこういった取り組みを実際に始めてまいりたいと思っております。

それから、最後に保安院の原子力安全に関する仕事全般についてなんでありますけども、やはりきちんと効果的・効率的に原子力安全規制ができるように、常に見直していくことが必要であります。実は平成13年、保安院ができたときから、そういう取り組みをしようとしていたわけなんでありますけども、翌年の夏には東電のデータ改ざん問題の発生などがありまして、あるいはその後、さらに美浜3号機の配管の事故などがありまして、そういった事故等トラブルへの対応がまず先頭に立ってしまって、なかなかこういったきちんとした検討が行えなかったわけなんですけども、今やろうとしておりまして、要は社会環境とか原子力事業の変化をちゃんととらえまして、後手に回ることなく、先手を打っていくということでもあります。

そのために、こういった検討の視点、諸外国では非常に科学的・合理的な規制制度を取り入れられつつありますこととか、あるいはさっきも地震で言いましたけども、新しい知見などをちゃんと規制に反映する仕組み、あるいは安全規制をやっていく上での基盤、知識もありますし人もあります、いろいろあります。そういったものの維持・強化でありますとか、あと我々自身、この安全規制の仕事がどんどん高度化してまいりますと、そのための人材の確保、あるいは養成していくということが必要になります。さらに一番最後、重要なこととして、国民の皆様の信頼を得られるようなコミュニケーションのやり方ということを考えていかなくちゃいけないということです。

現状、今どうなっているのかというようなこと、今、役所の中で粗ごなししていますけども、それが終わりましたら、今年の年度末、3月を目途に、原子力安全・保安部会で、専門家に集まっていただいて、こういった検討を開始したいと思います。その際、単に技術の専門家だけではなくて、いろいろ非常にこういった幅広い視点からの検討があります。いろんな幅広い視野の専門家の先生方に集まっていただいて、こういった検討を始めたいと思っているところでございます。

そういったことで、私ども、常に現状に満足せず、何が足りない点か、それを明らかにして改善していくという姿勢で取り組んでおります。また判断に当たっては、科学的・合理的であるということを非常に重視して取り組んで、今後もまいりたいと思っております。そういった取り組みをしていき、国民の皆様の信頼をきちんと得られるように、仕事そのもののやり方もそうですけども、またそのやっていること、あるいは判断の説明の仕方、こういったものもより改善していかなければならないと考えているところでございます。

どうも、長くなりましたけども、私からの説明は以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

フリーディスカッションのときに、保安院さんに対しても、またご質問とかがあれば委員のほうから時間を使っていただけますので、続けて安全委員会さんのほうからご講義いただくことにいたします。

◎明野総務課長（原子力安全委員会事務局）

ただいまご紹介いただきました、原子力安全委員会事務局総務課長の明野と申します。明けましておめでとうございます。

先ほど会長様からもお話ありましたが、昨年は、大変お忙しい中、9月に原子力安全委員会の本会議の審議を傍聴していただきまして、本当にどうもありがとうございました。

その関係でお詫びを早速しなければいけないんですけども、皆様方のご感想を拝見させていただいたんですが、音が小さくてよく聞き取れなかったということで、事務局の不手際で大変申しわけございませんでした。この場をおかりしましてお詫びいたします。

今日は、私どもに、原子力安全委員会の役割、それから活動、それから原子力安全委員会の関係で、中越沖地震後どのように変化をしたのかということの説明をということでご依頼がありまして、1時間ほどこれから説明させていただきたいと思いますが、こういった機会をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

ちょっとすみません、パワーポイントが、今、スクリーンに出ているのがちょっとずれていまして、確認をいたします。

私どもの説明に当たりましては、私のほか、先ほどご紹介いただきましたけども、審査指針課長の竹内、それから安全調査官の松本がご説明、それから皆様方のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、資料につきましてはお手元に2種類配付させていただいておりますけれども、安全委員会の役割と主な活動、それから、先ほども申しました原子力安全委員会の中越沖地震後の変化ということでございます。

それで本日のご説明ですけれども、1.の原子力安全委員会の役割と主な活動という点につきましては私の方から、原子力安全委員会の中越沖地震後の変化ということにつきましては、具体例として耐震安全性評価特別委員会での議論の状況、安全審査における専門性・中立性・透明性に関する懇談会の議論の状況、それから今後の取組といったことについて、竹内の方から説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず原子力安全委員会とは何なのか。その位置づけでございます。先ほど保安院の加藤審議官からも概要のお話がありましたけども、原子力安全委員会は、原子力基本法、それから原子力委員会・原子力安全委員会設置法という法律に基づいて内閣府に設置されております、学識経験者から成る調査審議機関です。いわゆる審議会と言っているものです。

その役割は、大きく分けると、そこにありますような二つにまとめられると思っております。1点目は、安全規制に関する基本的な考え方の提示、それから安全審査を行う際の考え方であり、安全審査指針類の策定、そのような原子力の安全にかかわる重要事項を審議して決定して、それを規制行政庁である原子力安全・保安院、文部科学省に提示すると、そういうようなことが一つの役割であります。

それからもう一つの役割は、先ほども説明がございましたけども、規制を実施する規制行政庁に対して専門的・中立的な立場からチェックをして意見を述べるという、そういう役割がございます。規制行政庁は、法律に基づいて事業者が行う原子力に関する活動をチェックをしているわけですが、原子力安全委員会は、その規制行政庁の安全規制の活動をさらにチェックする、ダブルチェックの体制になっておりまして、安全委員会はそういった機能を果たしているということでございます。

それから、中立的な立場という関係でございますけれども、内閣府に設置されておりますので、経済産業省なり文部科学省とは別の、一段上の立場というんでしょうか、全体を総合調整する、役所を総合調整すると、そういうような立場で内閣府に設置されている審議会でございます。

原子力安全委員会が規制行政庁をダブルチェックするという現在の体制はいつからなのかという話とその背景ですけれども、これも先ほど、もうご説明がございましたが、原子力安全委員会が設立されたのは昭和53年10月で、まさに設立のきっかけは、昭和49年9月に発生しました原子力船「むつ」の放射線漏れ事故でした。この事故というのは、非常に国民の原子力行政、特に安全規制に対する不信というものを増大させまして、大きな社会問題になったわけでございます。この不信を払拭すべく、抜本的に原子力安全確保体制を強化するというので、原子力安全委員会が当時の原子力委員会から

分離して設立されたというわけです。

そういった設立の経緯がございますので、まさに原子力安全委員会の位置づけというんでしょうか、使命につきましては、ここで青のところを書いてございますけど、安全規制の信頼性を維持・向上させること、これが原子力安全委員会の使命・原点というふうに考えているところでございます。

この点、昨年10月に原子力安全委員会は30周年を迎えたんですけども、そのときに出しました委員会の見解の中に、安全規制の信頼性を維持・向上させるということが委員会の原点なんだということを再度確認をしてまとめてございます。お時間がありましたら、ホームページを見ていただきますと、これもご覧いただけますので、参照いただくとありがたいと思います。

それで、原子力安全委員会は、安全規制の信頼性を維持・向上させるということで、いわば国民に代わって専門的・中立的な立場から規制行政庁をチェックする、信頼される第三者機関を目指すという目標を掲げて取り組んでいるところでございます。そういった信頼される第三者機関を目指すといった点で、どういうふうな活動の基本姿勢で取り組んでいるかということをもとめますと、ここに書いてある三つのポイントになるかと思います。

1点目は、安全に係る科学的判断をより確実に行うため、関連分野の専門家が専門的・中立的立場から議論を尽くし、自ら判断するという点であります。これは規制行政庁の場合も有識者・学識経験者から成る委員会があるわけですけども、その学識経験者から成る委員会の審議を経て、行政庁として、行政として法律に基づいて判断をするわけですけども、原子力安全委員会の場合は、学識経験者が自ら議論を尽くして判断するというのが大きな違いでございます。

それから、信頼される第三者機関を目指すということに立って、基本的には規制行政庁が行った判断についてチェックをするというのが基本なわけですけども、その結果を見てから動くということではなくて、あらかじめ検討に当たって考慮すべき点を提示する、規制行政庁で検討する際に不足がないようにするというような姿勢で規制行政庁に対して要請等、意見を述べたりしております。必要があれば勧告や報告聴取ということも法律に基づいて求めるということもしてございます。

それから、原子力安全委員会の活動というものを国民の皆様方にしっかり理解していただくために、検討の過程を公開して判断の透明性を確保、そして立地地域の皆様を初め、国民に対して説明責任を果たしていくと、そういうような姿勢で取り組んでいるところでございます。

では次に、実際に、特に専門的・中立的な立場から規制行政庁をチェックするという、専門性に直接かかわる、原子力安全委員会の体制はどういうふうになっているのかという点について入らせていただきたいと思います。

原子力安全委員会は、5名の原子力安全委員から構成されておまして、これが一番上部の決定機関でございます。原子力安全委員は、専門性から見ても、見識という点から見ても、すぐれた学識経験者から選ばれております。そして、国会の同意を経まして、内閣総理大臣から任命されております。原子力安全委員は現在、すべて常勤でございまして、事故とか、そういう緊急に対応しなくてはならないような場合でもきちっと対応

できるような、そういうような体制でなっております。

この原子力安全委員会の本会議のもとに、安全規制の基本的な考え方や、安全審査をする際の指針をつくることを担当する専門部会、基本設計段階の安全審査を直接専門家が調査・審議する専門審査会、それから緊急時の際に助言を行う緊急技術助言組織と、そういった専門家の組織が原子力安全委員会のもとに設置をされております。例えば専門審査会の場合ですと、合わせて100名、それから専門部会ですと250名の専門家がこういった調査・審議にかかわっております。

基本的にはこういった専門部会で、個別の件について最新の科学的知見に基づいて調査・審議をして、その結果を原子力安全委員会に報告をして、そこでまた調査・審議の上、決定なり、了承されると、そういう形になるわけでございます。

私どもがいます事務局というのは、この原子力安全の専門家から成る審議会の審議をある意味ではサポートすると、そういう位置づけで事務局があるわけでございます。

体制はそういう体制なんですけども、それでは規制行政庁に対してどのような手段で原子力安全委員会は対応していくのかという点でございまして、一つ、審議会ではあるんですけども、規制行政庁をチェックするという役割を果たすために、通常の審議会よりは非常に強い法律上の権限が与えられています。一つは規制行政庁の担当大臣に対する勧告でございまして、これは内閣総理大臣を通じて勧告をするという、そういう権限でございまして、これは平成14年にデータ改ざん問題、検査の偽装の不祥事がございましたけども、その際に、原子力安全の信頼の回復ということで、経済産業大臣に対して勧告を、過去行ったことがございます。その勧告を受けまして、原子炉等規制法の改正も行われ、原子力安全委員会が、原子力安全・保安院、規制行政庁を監視・監査する機能の一つとしての規制調査という形で関与するということも法的に明記され、原子炉等規制法の改正に結びついたりしております。

それから、規制行政庁に対して、法律に基づいて報告を要請するということがございます。新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の影響評価等につきましては、経済産業大臣に対して、この点について報告をしてほしいと求めております。これに対して保安院から報告を受けまして、原子力安全委員会として見解をその都度示していくというようなことをしております。

そのほか、規制行政庁に対して、意見の提示ということで、例えば耐震安全性の関係では、そこにありますような施設健全性の関係、地震動の評価関連で、たびたび要請、宿題を出したり、そういったことをしております。こういうような形で、原子力安全委員会は法律に基づく手段を使って規制行政庁に対応しているということでございます。

実際に、原子力安全委員会は、そのほかにどのような活動をしているのかという話について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけども、原子力安全委員会は、安全審査の際の基本的な考え方、基準とも言うべきものを策定・改定するという役割がありまして、耐震設計審査指針につきましては、平成18年9月に最新の知見を踏まえて改訂をしました。それから、中越沖地震が起こってからですけども、中越沖地震の教訓を踏まえて、火災防護審査指針を改訂するとか、活断層に関する安全審査の手引きを策定するとか、そういった安全審査指針類の策定等を行っております。

それから、規制行政庁におきます安全審査結果の2次審査。これをダブルチェックという先ほどご説明しましたけども、これは専門審査会で専門家により調査・審議をしております。最近では、電源開発の大間原子力発電所とか、今審査中のものとしては、日本原燃のMOX燃料加工施設の案件といったものを審査をしているところでございます。それから、後ほど竹内の方からご説明いたしますけども、この安全審査の専門性・中立性・透明性を一層高めるということで、見直し方策の検討ということもやってございます。

皆さんご存じの既設原子力施設の耐震安全性の確認、バックチェックと言っているものですけども、これは耐震設計審査指針が改訂された後に、原子力安全委員会が原子力安全・保安院などの規制行政庁に対して新しい指針に基づいて耐震安全性を向上させる観点から再確認をするようにと、そういう要請を、原子力安全委員会が出してございます。

後続規制段階における安全確保の強化というのがございます。設計の段階での安全性を審査するのが安全審査なわけでございますけども、その後、設置許可をした後、実際に建設工事を始め、運転、そういった段階のことを後続規制段階といいます。そういった建設段階・運転段階の規制行政庁における規制の合理性・実効性、それから透明性を高めるという観点から、原子力安全委員会が監視・監査するという立場で規制行政庁から定期的に報告を受けまして、事後に規制行政庁の規制活動を調査すると、そういった活動もやってございます。

それから事故トラブルに関する対応でございますけども、事故、トラブルが発生した場合には、規制行政庁が一義的には原因究明、対応策といったことに取り組むわけですが、原子力安全委員会も規制行政庁から適時に報告を受けまして、必要に応じて助言・要請をするというようなことをしております。必要に応じて、自ら調査分析をする体制を設置しまして、原因究明、対応策を取りまとめて、それを規制行政庁に提示するというようなこともする場合がございます。そこに挙げておりますような事例が、その例でございます。

それから、万が一の原子力災害に至るような、そういった事態が発生した場合、この図は、そういう場合に組まれる体制でございますけども、政府の東京にできます原子力災害対策本部、現地の災害対策本部、ここでは市町村、それから都道府県の災害対策本部もあって、原子力災害合同対策協議会というのが組織されるわけですが、そういった対策本部等に原子力安全委員、それから関連の専門家を派遣しまして、技術的助言をします。そういうような役割もございます。

この関係では、防災訓練は国も行っておりますし、地方自治体でも行われているわけですが、そういった防災訓練に、実際に原子力安全委員、それから関連の専門家を派遣するというようなことをしております。

この写真は、平成17年に柏崎刈羽原子力発電所を対象に原子力災害防災訓練が行われたときに、オフサイトセンターの中での訓練風景を写真で撮ったものですが、黄色いユニホームを着ています原子力安全委員2人が、この訓練に参加しております。

そのほかの原子力安全委員会の活動ですけども、原子力の安全研究の推進ということがあります。安全研究はそれぞれの省庁、関係機関で取り組まれているわけですが、

国として重点的に推進すべき安全研究については、重点安全研究計画を原子力安全委員会が策定しております。その計画に基づいて進捗状況を評価するというようなことをしております。この関連では、安全研究フォーラムという産学官の関係者を集めた会合も開催しております。昨年は耐震安全性をテーマに安全研究フォーラムを開催しています。今年も2月24日に、やはり耐震安全に関する最新知見と安全研究というテーマで安全研究フォーラムを開催する予定になってございます。

それから、大変重要な社会とのコミュニケーションの促進ということですが、情報公開など透明性を向上させるといったようなこと、そのほか、説明責任をしっかりと果たしていくということで、重要な答申を出したときとか、委員会決定をしたときに原子力安全委員会委員長の談話を発表して、わかりやすく国民の皆様にご説明するというようなことも必要に応じてさせていただきます。

また、原子力安全白書の発行や、意見・質問箱というものも設けております。この意見・質問箱については、国民の皆様からいろいろ質問とか意見とか送っていただきまして、回答を出すというようなこともしております。さらに、説明会、シンポジウムの開催がございまして。説明会については、昨年末、12月25日に、年末の忙しい時期に急に開催するという事になったわけですが、原子力安全委員会主催で「新耐震指針に基づく柏崎刈羽原子力発電所の基準地震動の評価結果に関する説明会」を開催させていただきました。当日、非常に天候が悪い中ではあったにもかかわらず、71名の方々に参加いただきました。今日、こちらにいらっしゃる方の中に、この説明会に参加いただいた方がいらっしゃるのではないかと思いますけれども、改めてお礼を申し上げたいと思います。

この説明会では、原子力安全委員会委員長、安全委員のほか、耐震安全性評価特別委員会の委員が、直接、安全委員会の評価結果について説明して質問に回答するという、そういう形で開催をさせていただきました。これは、先ほど言いましたように、原子力安全委員会は専門家自らが議論して判断するという組織でございまして、説明会についても、そういうやり方をしたわけでございます。

この説明会の結果につきましては、ホームページで順次やりとり等も含めて掲載していくことにしておりますので、当日、ご参加いただけなかった方も、それをご参照いただけるとありがたいと思います。

最後ですが、原子力安全委員会の位置づけ、それからどういったところに力点を置いて取り組んでいるかといったことを、ここにまとめさせていただきました。原子力安全委員会委員も我々事務局職員も、中越沖地震というのは、まさに原子力安全委員会が信頼される第三者機関として、原点が問われる大きな契機になったと認識しております。先ほどもちょっとご紹介させていただいたように、現在、具体的な取組を行っている途上ではありますが、皆様からのご意見・ご批判というものを踏まえて、一歩一歩進めていかなければならないと考えておりますところでございます。

それでは、私からの説明につきましては以上でとめさせていただきます。引き続きまして竹内の方から説明を続けさせていただきたいと思っております。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

皆様、こんばんは。原子力安全委員会事務局で審査指針課長をしております、竹内と

申します。原子力安全委員会の役割と主な活動に引き続きまして、耐震関係を中心としまして、原子力安全委員会の中越沖地震後の変化についてご説明させていただきたいと思いをします。

説明の前にちょっとお願いでございますが、私どもの時間、45分までというところでございますが、少し延ばさせていただいてよろしいでしょうか。

◎新野議長

スタートが随分遅れましたので、その分延長してお願いします。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

じゃあ、申しわけございません。30分以内ぐらいで終わらせていただきたいと思います。

私のところで安全審査とか審査をやるための基準づくり、そういったところを担当しておりますし、耐震安全性に関する特別委員会の事務ということもさせていただいておりますので、そういったところを中心にご説明させていただきたいと思いをします。たくさん勉強されているということで、「何だ、こんなこと」ということがあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

説明内容につきましては、ご依頼された、地震後設置された耐震安全評価特別委員会、それから中立性・透明性の懇談会のあらましですとか、中越沖地震後、どう見直されて、どういうふうに変化していったのかというようなことについてでございます。その安全委員会における変化を、中越沖地震後の耐震関係のさまざまな活動を通じて、少しでもどういうふうなことをやって、どういうふうに変わったかということの説明したいと思いをしまして、こういうふうな流れでご説明させていただきたいと思いをします。

まず、いただいた変化というのが、なかなかどういうふうにご説明したらいいのかというのが難しく苦慮しました。まず、行政というものは、そもそも社会の要請や情勢変化に応じて常に変化していくべきものであります。しかし、一方で行政には継続性ということですか、費用対効果というようなことから、変わらない、なかなか変わるのに時間がかかるといったものもございまして、こういった行政ということですから、なかなかいろんな製品をつくっているとかに比べて目に見えないということがございまして、そこで、安全委員会の活動について見て、個人的な印象とか感じも含めまして、どういうふうに変わっていったかということの説明したいと思いをします。

まず、外から見て変わっていないものというのも当然ございまして、先ほど明野から説明ありましたような、この安全委員会の役割、専門的・中立的な立場で安全確保対策を進めていくと、そういったところ。それから、そういった安全対策の対象である行政の安全規制というものをチェックしていくということ。それから、組織の性格、諮問委員会という委員会、専門家の集団でやっていく、これは保安院とほかの行政が大臣のもとにやっていくということとは違った、そういった仕組み。こういったものは変わらずに進めているところです。

じゃあ、変わったものがどんなことがあるかということでございまして、これについては、外から見える変わったものということと、それからなかなか外から見えない、認識を新たにしたものといったものがあるのではないかとこのように思っています。

例えば外から見えるものとしましては、耐震バックチェックの体制を強化して、組織

的に目に見える形で強化している。それから、実際に審査なりチェックをするための指針とか手引きをつくって、それをもとにチェックしているという、その活動自体。

なかなか目に見えないということで、もやもやマークをつけているんですけども、認識を新たにしたものというものがございます。それは自然現象に対しまして謙虚に対応する、科学的な不確かさを考えて対応していくというような考え。それから、現時点の知見で最大限安全を確保するための努力を引き続きやっていかなければいけないという再認識ですとか。それから、安全委員会の活動がなかなか目に見えないし、その貢献をもう少し世の中に見えるような形で、それが世の中の皆様方のためになるようにやっていくというようなこと。そういったことは認識を新たにしておこなっているような内容だというふうに思っております。

例えば、目に見える変化というもので見ると、行政の分野であれば法令の改正というようなことが大きいことだと思います。耐震の関係につきましては、例えば建築基準法というのがございます。この建築基準法自体も、福井地震が起きて、それで作られたというふうに聞いておりますが、その後、宮城県沖地震等がありまして、1981年に大きな改正がされ、新耐震設計法が導入された。その後、阪神・淡路大震災が起きて、耐震改修促進法ができた。また、性能の規定化とか限界耐力計算法といった、建築基準法の改正がなされたといったような改正がなされました。残念ながら、建築基準法の歴史というのも、大きな地震が発生して、それに対応して強化されてきたという歴史があるように思います。その後、中越地震、福岡県西方沖地震、能登地震、中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等起きました。

これについて、今、建築基準法という視点で見ればどうかということ、こういった地震で何か大きな改正、今までの81年、2000年といったような動きというのはなさそうであるというのが現状だと思います。

それじゃあ、何が原子力安全分野で問題になったのか、中越沖地震の前後で何が問題となり、どうしてきたのかということ、ここでございますが、これはすなわち原子力安全について、この中越沖地震、想定を上回る地震動により広範な被害があって、地域の皆様にご心配をおかけしたということが、当時の安全審査でやれなかった活断層の認定ということが不十分であったということでもあります。こうしたことについて、原子力安全委員会では、基本方針として、やはり地震により得られた知見を今後の耐震安全性の確保に生かして、現在の知見で最大限の安全が確保されるようにする。予断を持たずに、自然現象である地震に謙虚に学ぶ姿勢を貫いて、専門家の議論により科学的に判断することを徹底するといったようなことを、地震発生後、7月19日の委員長見解ですとか、7月30日の委員会決定で認識を新たに、今後、こういった視点でいろいろな活動をやっていこうというふうに考えてきたと思います。

これから、こうした認識に基づいてどういうふうな活動をして、どういうようなことが目に見える形で安全委員会がやってきたかということについて、少しでもお伝えできればというふうに思って説明させていただきたいと思っております。

説明に先立ちまして、まず、中越沖地震の前でございますが、柏崎刈羽原子力発電所、旧指針やそれ以前の審査されたものでございます。その審査は、今回の地震というものを想定できなかったということでもあります。耐震に係る安全委員会の変化の前提といた

しまして、中越沖地震の前ではございますが、18年9月に新耐震指針をつくってバックチェックを始めていた矢先の出来事でございますので、まずこの新耐震指針、これがどういうふうなことでつくったかということの説明させていただきたいと思っております。

この新耐震指針、それ以前は56年の旧指針がございますが、それ以降、やはり地震学、地震工学について、非常に進歩がございました。そういったことを踏まえて、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、これでもさらにいろいろな知見が得られました。そういったことを踏まえまして、原子力施設の耐震安全性に対する信頼性を一層向上するための必要性を再認識し、この指針を改正しました。この指針の内容については、ちょっと説明を省略しますけれども、この新しい指針をつくって、バックチェックを指示して、バックチェックを進めてきたところでございます。

この指針、先ほど明野が説明しましたように、指針というのは、原子力安全委員会が原子炉の設置、それから変更をするときに、保安院とか文部科学省が行った審査がちゃんとしたものかどうかということをチェックするための内規のものでございますが、あくまでも基本設計の段階でのチェック項目でございます。ただ、この指針をつくったときにも、その決定の中で、やはり耐震安全というのは基本設計だけではなくて、それ以降の段階、詳細設計、建設段階、それから地震時における適切な運転管理、そういったものが相まって確保されるものだということは、この時点からも認識していたものでございます。

この指針に基づきまして、既設原子力施設に対する耐震安全性の評価についてチェックしていこうということで、19年7月に耐震安全性に関するプロジェクトチームを設置しました。当時、これは10人の先生方に集まっていただいて検討しようとしていました。また後でご説明しますが、現在、バックチェックをやっています耐震特別委員会の委員は39名でございます。こうした体制強化というのも、この中越沖地震を踏まえた、先ほどの認識を新たにしていこうとやっけていこうとすることの、一つ、目に見える変化ではないかなというふうには思っております。

そこで、バックチェックを始めたところで中越沖地震が起こったわけでございますが、これについて、安全委員会として、先ほど述べましたように、当時の審査ではそれを見逃していたということもございまして、ここに書かれてありますような認識を持って今後の対応をしていこうとすることを検討しました。

まず、新耐震指針に基づく地震動を想定して、それを今回の地震の実際の影響により検証した上で判断していこうとすることを当時、考えておりましたが、これまでのところ、この新耐震指針の有効性というのはあるのかなというふうに確認されていると思っております。

それから、この地震を踏まえまして、支持性能の確保ですとか地震計の設置、そういったことにつきまして全発電所で対応していくべきだろうというような指示をしたり、それから、火災が発生したことを踏まえて、火災等の対応について消防体制の整備ですとか対策の強化を図っていこうというようなことを、まず7月30日の時点で決めまして、進めていこうとしたところでございます。

その後、保安院の方でも検討が進められているということもありまして、経済産業大臣へ検討状況について法令報告をしようと、それについて原子力安全委員会についても

きちんとチェックをしていきたいということで、法令報告要請を求めたところでございます。中越沖地震に関連する重要な検討事項、地震動、運転管理、設備健全性、火災防護対策、情報連絡・提供、そういったことについて、保安院できちんと検討し報告するというものでございました。

中越沖地震が発生し、それからしばらくの間、行った対応というのは、いわば、こうした想定を越えるような地震が発生したということについて基本認識を新たにし、どういうふうに、これから検討していこうかということの検討をスタートしていった時期かなというふうに整理ができるのかなということでございます。

そして、次に大事なのは、では、そういった認識のもとで、どういうアクションをとろうとしたか、とっていかとといったところだと思います。まず、19年12月に耐震安全性評価特別委員会を設置して、従来の先ほど述べましたプロジェクトチームを改組して強化した体制をつくるということを行いました。これについては、ちょっと後で詳しくご説明したいと思います。それから火災防護、先ほど述べました件につきましての指針をつくる。それから、新しい指針に基づく審査等をし、それからバックチェック、20年3月までに各電力会社からバックチェックの中間報告が保安院に出されたということで、バックチェックをスタートしたといったところがございます。

本日、説明のポイントの一つであります、耐震安全性評価特別委員会につきましてでございます。この耐震安全性評価特別委員会の活動というのは、安全委員会の今の活動の中でも非常に大きく位置づけられるものでございます。先ほど明野のスライドの中で、去年1年間で大体200ぐらい委員会等を開きましたが、そのうちの60回は、この耐震関係の委員会でございます。耐震につきましては、ここにありますように、特別委員会の下に地震動を評価する、地質とか、そういったところを評価する委員会、施設の健全性を評価する委員会、それから新耐震指針を具体的に運用するための手引きをつくる委員会、そういった三つの委員会をつくっております。さらに、先ほど言いました各電力から出てくるバックチェックを行うためのワーキンググループを四つ、つくって検討しているところでございます。

ここの委員、ちょっと小さい字でございますので、お手元の資料を見ていただきたいのですが、大学や研究機関、そういったところの一線で研究をされている先生方に協力をお願いしています。耐震の分野だけでも、地形、地質、地盤、断層のモデルですとか建物、いろいろな分野がありますので、こうした幅広い分野の方に参加して、ご協力いただいて検討を進めているところでございます。それで、こういった方々に地震・地震動の個々の検討、施設の検討、手引きの検討ということに参加していただいています。

ここで、どういふふうな検討を進めているかということでございますが、バックチェック、新指針への適合性ということでございますので、まず、活断層をきちんと調査しているかどうか。それから、その活断層で敷地に大きな影響を与える地震をどれがつくっていくのかというのを複数選定していく、それがちゃんと選定されているのかどうか。それから、検討用の地震ごとに施設に与えられる地震動がどういふものになっているのか、それがきちんとした計算なりデータに基づいてやっているのかどうか。それから、そうした地震動について、施設が健全であるのかどうかといったことを検討していただ

いています。

検討の内容としては、まず、事業者、保安院から、こういうふうに分たちはやって、こういうふうには評価をしたということをして説明していただき、専門家の先生方が、それについて具体的な根拠はこういうふうになっているのか、例えば、断層については、ここでとめているというけれども、その根拠は何かというようなことを質疑して、それに対して回答を求め、その場で回答が得られなければ次回の会合でさらに説明していただく。そういったことを繰り返して、全体としての耐震安全性がきちんと新指針の中でも得られているかどうかといったことを検討してきています。

例えば、柏崎刈羽原子力発電所、本当に小さい字で申しわけございませんが、今まで40数回、柏崎刈羽だけだったら40数回だと思いますけれども、こうした検討を進めてきたところでございます。

この耐震安全性評価特別委員会の特徴というのを少しまとめてみたら、こんなことかなと思っています。バックチェックということから保安院のチェックが適切に行われたかということを確認しているわけではございますが、一つは、多数・多分野の耐震関係の専門家が入っているということではございます。例えば、先ほど言ったプロジェクトチームでは10人ぐらい、それから原子炉の安全審査をする審査会は60人いますけれども、耐震の関係については、そのうちの20数人ぐらいではございます。そういった意味で、多数・多分野の耐震の先生方に入って検討していただいている。それから、事業者から直接聞いているとか。この耐震の分野、皆さん、非常に関心が高いということもありまして、保安院の検討と並行して会議を開催し、できるだけ早く結論を皆様方にお知らせできるようにするなどといったようなことが特徴ではないかなというふうに思っています。

では、その次の段階ではございますが、20年6月に指針に基づく活断層の手引きが策定されました。その中で、安全審査体制の充実強化というようなことが指摘されています。20年7月には新潟県中越沖地震から一周年を迎えて委員長談話がありましたけれども、その中でも、やはり安全審査の充実・強化を図らなければいけないということをして述べています。そういうことを踏まえて、安全審査における専門性・中立性・透明性の懇談会をつくったところでございます。こういった安全審査の充実・強化を図ってきたということも、一つの中越沖地震後の活動かなと思っています。

手引きにつきましては、耐震設計上、考慮すべき活断層の見落とし等があったということから、指針を適切に解釈・運用するための手引きということではつくってまいりました。この背景が、先ほど述べましたように、想定を上回る地震、それから当初設計時に考慮されていない活断層の存在ということではございます。

こうしたことがないようということでは手引きをつくってまいりましたが、その手引きを策定する委員会が手引きを策定したときに安全委員会に対して問題提起をしました。こういった問題提起をするということも、あまり安全委員会の活動ということの中では多くない事項かなというふうに思っています。過去の審査の妥当性について、懸念を生じているのではないかと。安全審査の信頼性の一層の向上を、やはり図るべきではないかと。具体的には、最新知見をどう反映するかといった専門性をどう高めていくのか、安全審査ということであるので、もっぱら科学的・技術的な見地から中立性を持った体制でや

るべきではないか、それから透明性をもっと高めるべきではないかというような意見が出されました。

これを踏まえて、どういうふうに対応していかなければいけないかということでございますが、先ほども少しご説明しましたが、中越沖地震から一周年を迎えて委員長が見解を出した中に、安全審査の充実・強化を図っていくということが、一つ、大きな項目として出ており、これに基づいて検討をスタートしたというところが、今日、もう一つのポイントであります懇談会の件でございます。

この懇談会、できるだけ客観的な立場にいる先生方にお集まりいただいて、他分野の検討状況も含めてご議論していただきたいということで、原子力に今まで関係が深いという方ではない先生方、例えば、小舘先生は電波管理審議会で審議をなされたり、研究費をどういうふうに分配するかというような委員会に出られている先生でございます。鈴木達治郎先生は、原子力の安全審査に関する透明性というようなことで論文を出された方でございます。小幡先生と高橋先生は行政法とか情報公開といった法令制度の先生、それから日比野委員は薬事に関する中立性、利益相反の関係について検討されている方、御園生先生は科学者倫理というような関係でご議論いただいている方、宮本先生は社会学ですとかといった分野の専門の方でございます。

この検討、いろいろな議論がございました。利益相反というのは、どういうことであるのか。それから、専門家というのは、どういうふうなものか。第一人者は、世の中にやはり1人しかいないのではないかとか。それから、普通の行政庁が諮問して意見を聞くというのは、必ずしも専門性だけが要求される場合ではないけれども、安全委員会やはり専門性が一番重要であろうとかといったこと、いろいろなご議論がございました。

それを少し整理してみると、まず、検討の前提としては、2次審査は適切・公正に行う必要がある。他方、原子力は国策として進めているというようなこともあるし、原子力固有の分野の専門家が限られているというようなことがあるといったことです。

専門性については、ここにあるように、できるだけ議論して審議を尽くすということが大事である。それから、状況に応じて、やはり専門分野も変わってくるのではないかとというようなご議論。

それから、次の中立性については、やはり懸念を持たれることは避けるべきである。利益相反について、何かやるべきであろう。ただ、専門性の高い人を集めて議論していただかないと、安全は確保できないのではないかと。母集団が少ないと、なかなか、そういうことは難しいのではないかとというようなご意見がありました。

それから、最後の透明性。議事録を公開するといったことを通じて、いろいろなことを説明できるようにしないといけない。ただ、外部からの干渉排除とか機微情報の取扱い、そういったこともあるので、そういったバランスを考えて対応しなくてはならないといったような、いろいろなご議論がありました。

こういうことを整理すると、どんなことをやっていくか、それから、それをどう説明していくかということ、やはり明確にする必要があるのではないかとということで、報告書をまとめていただいております。専門性、中立性、透明性、各々について、具体的にどんな措置を講じるか、それをどういうふうに説明していくかといったことを提言していただきました。

例えば、専門性については、専門的知見を取り入れるための委員構成、そういったことを考えていくべきだし、その委員だけではなくて、いろいろな外部にある意見等も検討の俎上に入れなくてはいけないのではないか。例えば、中立性については、利益相反が強い場合には、やはり、それは審査に入るべきではない。それに至らない場合は、自己申告をしてチェックができるようにするといったようなことがいいのではないか。透明性については、外部からの検証に耐えるような透明性の向上が必要である。そういったような3点についてのポイントが示されました。

原子力安全委員会は、この提言を受けまして、今どうしているかといいますと、これについて具体的な対応として、外部の専門家の知見を反映するとか、申請者との関係についての参考情報を自己申告していただいて、利益相反について確認するとか、透明性を高めるための議事概要を詳細に記載していこう、意見公募対象についても拡大していこうといったような具体的な案をつくって、今、これをパブコメにかけているところでございます。

そうした状況でございますが、ごく最近のことでございますと、例えば、12月に先ほどありましたような柏崎についての基準地震動についての見解、これについて、新しい手引きに基づいて、それから強化した検討委員会のもとでまとめました。それから、1月には、改選時期でございましたので、審査委員について、耐震関係がさらに充実するように少し改選しています。それからバックチェック、日本のほかのサイトの方々も、やはり新耐震指針ができて2年4カ月ぐらいたっていますので、ご心配をしていらっしゃると思うので、こういうことを加速していこうというふうに進めているところでございます。

今後につきまして、こうした新しい認識、それから新しい対応を踏まえて、これから柏崎刈羽原子力発電所の残っています地震随件事象などの評価を進めていく、それから施設健全性の評価を進めていくということでございます。また、耐震バックチェックをほかのサイト、原子力施設でやっていくということ加速して適切にやっていかななくてはいけない。今、1週間に1回、2回、多いときでしたら3回といったような形で進めています。さらに、手引きの策定ですとか安全審査の充実・強化を進めるパブコメを含めた対応を進めていかななくてはならないと思っています。

今後の変化の方向性というものは、どういうことかという、やはり原点の追求、安全規制の一層の信頼性の確保を図っていく。安全委員会は、先ほど来、説明がありましたように専門家の集団でございますので、専門家が徹底的に議論を尽くし論点を可能な限り俎上にのせて検討するようにする。私たち事務局も、そういうことができるようないろいろなサポート、支援をしていこうということが一つ。それから、こうした活動、安全性の向上ということについて、国際的に範となるような情報発信をしていきたいというふうに思っています。

ちょっと時間がなくなって、申しわけございません。原子力安全委員会の中越沖地震後の変化につきまして一言でまとめると、やはり、常に最新の科学的知見を反映して謙虚な姿勢で原子力の安全確保を図っていく。これは、安全委員会に限らず、事業者、保安院についても、こういうことをこれからもずっと求めていきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございました。

ずっと、いろいろな情報をお聞きしてきましたので、できるだけ短時間でトイレ休憩をとりたいと思いますので、ここが3階ですから2階もお使いになって、委員が戻り次第、また再開させていただきます。

(休憩)

◎新野議長

再開させていただいてよろしいでしょうか。順次戻られると思いますけれど、これからフリーディスカッションに入らせていただきます。

今日、原子力安全委員会さんとは初めて、ここではお会いするわけですが、ご存じなのでしょうけれど、私たちは6年ぐらい前にできました会です。住民のエネルギーに関する活動をおおむねしていると見られる団体から推薦を受けた者が委員になっているのですが、原子力発電所と共生をしている途上で不具合があって生まれた会だということで、原子力と共生するということでは、いろいろな形のおつき合いがあるわけですが、私たちのできましたグループに課せられた仕事が安心・安全というところにシフトした仕事をせよということですので、地域貢献とかということの、また別の視点のところには議論として入っていきません。ですので、とてもかた苦しいとか、常に何かを要求しているように活字にしますと聞こえるとは思いますが、よりよい共生を目指して安心・安全の高まりを望むという位置づけにありますので、ぜひ発言の趣旨をご理解いただきたい。

委員に対しましては、それぞれ違う背景でここにお座りいただいているわけですが、単語だけを並べますと、その委員が本当に中心的には何を考えて何を望んでいるかというのは、なかなか初めての方にはご理解いただけないだろうと思うので、ご自分の本質的な考えとかお立場とか望みとかということも含めて、短時間で、とても難しいことですが、年頭に当たり、これからの活動は少し知恵を絞っていただいて、ちょっと頭の片隅に課題として残していただいて質問なり感想なりを述べていただけると、初めての方や傍聴されている方にもよく趣旨が理解されるのではないかと思いますので、そんな視点から、ぜひ意見とか考えを述べていただけると、よりわかりやすい運営になるのかなと期待しています。難しい課題を申し上げているのですが、そんなにかた苦しく考えられないで、どこかの片隅に置かれながら新たな発言につなげていただければなとお願いいたします。

1時間ぐらいですが、大勢の方から少しずつ感想、あまり細かい、技術的なことは、また別の場で議論できますので、今日は、今日教えていただいたような全体の広い視点からの疑問なり要望なりを聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

先ほど休憩時間中に一つご質問がありました。「耐震安全性評価特別委員会の活動状況」の図のときに、柏崎刈羽原子力発電所についてどこで検討しているのかというご質問がありました。耐震安全性評価特別委員会、それから地震・地震動評価委員会、施設健

全性評価委員会、それから個々の案件、例えば音波探査の結果などについては地震動解析技術等作業会合。それから保安院との直接意見交換という意見交換会。そこでやっております。ほかの施設はワーキンググループでやっております。説明が不足して申し訳ございません。

◎新野議長

ということだそうです。せっかくですので、私たちは住民ですので、専門家ではないので、こんなことというふうに思わずに、どんなこととお聞きしていただきたいと思います。

はい、お願いします。

◎伊比委員

伊比でございますけれども、まず、原子力安全委員会さんの明野課長に説明していただいたページ7ですね、組織図が載っておりますけれども、この組織図の中に専門部会として安全目標専門部会というのと原子力安全研究専門部会がございますが、この部会は何をやっておられるのか。内容によっては、ここから私は質問をさせてもらいたいのですが、まず説明をお願いしたいと思います。明野課長でよろしいでしょうかね。

◎明野総務課長（原子力安全委員会事務局）

ご質問の点でございますけれども、安全目標専門部会につきましては、確率論的安全評価という、そういった考え方があるわけですが、確率論的安全評価の基本になります、こういったレベルのリスクというものを検討し、考慮するのかといったことを、この安全目標専門部会で安全目標のリスクの考え方を中間取りまとめという形で検討いたしましたして、その後、それを一つの材料としまして性能目標というような、そういったものの考え方について議論をしてきている部会でございます。

安全研究専門部会につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、安全研究の重点安全研究計画というものを原子力安全委員会は策定しているわけですが、まさに、その重点安全研究計画を策定する。それから、重点安全研究計画に沿って、各省庁、それから関係機関の取り組みというものがどのぐらい進んでいるかということの評価する、そういうようなことを安全研究専門部会は行っております。

ご質問の点、よろしいでしょうか。

◎伊比委員

わかりました。ありがとうございます。私が常日ごろ考えている中身とは大分違うようなので、改めて質問の内容を変えていきたいなと、こういうふうに思っています。

国は国民の生命、財産を守るというのが義務になっているわけですが、その点からいきますと、平成19年7月の中越沖地震によって我々地元が受けた被害は大変なものなわけです。それによって、いろいろと原子力安全委員会というものが緊急活動をされて、透明性を示してこられたというふうなことで。今までは、我々にとって、一般市民から見ると、原子力安全委員会というのは何をやっていっているのかなというぐらいにしか思われなかったのですけれども、幸いにしてというか不幸にしてというか、ほかの地区から見れば幸いにしてかわかりませんが、私たち地元としては大変不幸な事態が起きたわけです。

だから、そういう面で、ちょっと私は、この規制行政庁の第一次チェック、それから

第二次チェックとして今、原子力安全委員会がありますよというふうなことで、一応、確認をさせてもらったのですが、もっと、こういう地震とか防災とかというふうな段階でやるべきことが国としてあるのではないかなど。原子力安全委員会は原子力だけやるのですよというふうなことではなくて、もっと事前に、こういうことが起きる、そのときに、どう予防措置をとるのだと。

これは、解散になれば一番いいのですけれども、衆議院の解散によって議員が動き出しますから、そのとき議員さんにいろいろ提言をしようと思ったのですが、なかなか解散にならないので、ここで、あえて、せっかくおいでいただいたので確認をしたいのですが。昔、地震の予知というものに非常に力を入れておられたというふうに私は確認しておるのです。ところが、いつの間にか地震の予知の予報は東海地震以外はやってはならないというふうに何か変わっているようなので、これはどういうことなのかなというふうに私は常日ごろ考えておりました。やはり、地震の予知を事前にしっかりとやることによって、原子力の安全性はより確保されるのではないかというのが、私が常日ごろ思っている点なのです。

原子力も24時間、2日前までに、そういうものがきちんと確認できれば。確かに市民の不安をあおるということもあるのです、予報をすると。そういう点はあるでしょうけれども、やはり今のような地震の多発期に入った段階では、確率論からいけば、どちらがいいのかというふうなことは、いろいろと考えられるかも知れませんが、私は、こういうものに、もっと予防措置に対してお金を使っていただいて、そして事前に市民なり国民の安全を確保してもらおうというふうなことを原子力安全委員会でも何らかの組織の中で検討していただくように。私は中立性とか、あるいは透明性とか専門性とかというふうな委員の方々、日本を代表する方が集まっているわけですから、そういう意見がないのかなというのを非常に疑問に感じるのです。ということなので、ぜひ、ひとつ、そういう点で。

選挙になりましたら、私、新潟県出身の議員の方には、ここの地元から出る方には申し上げたいなど、こう思っていたのですけれども、なかなか麻生さんが解散しないものですから選挙にならないというようなことなので、あえて、今日はいい機会だと。国の関係の方がおいでになるので。ましてや、総理直轄の内閣府の方だというようなことなものですから、地元の地震を経験した一市民として、そういうことをもっと慎重に考えていただきたいなということをお願いしたいと思います。非常に、私、今回、説明をいただきまして勉強になりましたし、これからますます勉強していきたいなというふうに思っています。今日の資料、大変、私としては参考になるかと思っておりますので、ありがたくお礼を申し上げておきます。ありがとうございました。

◎新野議長

お願いいたします。

◎松本安全調査官（原子力安全委員会事務局）

まず、地震防災について、事前に何かできないのかというお話なのですけれども、一応、こちらに関しましては、実を言いますと政府の中の全体的な取り組みとしてなのですけれども、文部科学省の方が事務局を務めておりました、地震調査推進研究本部というところがございます。こちらの方で、基本的に言いますと、国内の主要な活動層の評

価というようなことをしてございます。それで、そちらの方から、今、いろいろ評価している結果というものがございまして、そういうようなところの結果等も原子力のほうには当然、反映させる必要があるということもございまして。

そういう意味で、そちらの方の評価に携わっている先生方、こういう先生方についても今回、うちの方の特別委員会の先生に入っていて、柏崎の方でありますとか、一応、そういうような形で評価に携わっていただいているというような状況でございます。

◎伊比委員

ありがとうございました。

◎新野議長

ほかに、何かございますか。すごく単純なことでも。感想でもいいですし、事前にホームページ上にアップされている資料、2回にわたって委員には読んできていただくという資料になっていますので、そのまた感想とかでも構いませんので。

◎前田委員

ニューエネルギーリサーチの前田といいます。

私の所属している団体は、基本的に原子力発電所と共生していこうという趣旨の団体なのですが、原子力安全委員会さんを9月に、正直言って視察をさせてもらったときには、あまりのスピーディーな審議で、本当にこれで大丈夫なのかなと正直は思いました。後でお伺いしましたところ、最終的な審議であって、その前段で非常に長時間にわたって、要するに質疑が行われているのだというのを聞きましたので、ああ、そうかなと一応の理解はしたわけなのですが、先般、12月25日に地元柏崎で説明会をやっていただいて、そのときに各委員のご専門の委員の方のお話を伺ってまして、私は、基本的に、非常にしっかり検討されているのだなというのを改めて確認したなと思っています。

というのは、そもそも、この地震が起きたときに私なんかは思ったのですが、どういうふうにして安全・安心を担保するのかというところの基本が、やはり、こちらの安全委員会が出されているように、科学的な知見で事実をもって積み上げていくという姿勢だろうと私なんか個人的に素人ながらに思ったのです。そのような面に関して、すべてのプラスのデータ、マイナスのデータも全部、説明の中に入れておられましたし、問題点を明確にして説明して、最後、不確かな部分は残るけれども、妥当な判断としてはこうであろうというようなやり方で説明されていたかなというふうに思いましたので。そういう意味では非常に、ここの説明の中でもありましたけれども、変わってきているのだろうなというのを、ある意味、実感させていただいたかなと思っています。

ただ、基本的には、一度だけの説明ではなくて、できれば節目節目で、例えば、今後どういうふうに進められるのかわからないのですが、1機なり、どこかの号機が再開されていくような段階で、まとめて知見を、地震と安全性のみならず、全体的な原子力における判断というのでしょうか、そういうものを地元で説明していただく機会があればいいのかなと思った次第です。

以上です。

◎新野議長

感想として聞いていただいて。

ほかに、ございますか。

◎吉野委員

吉野でございます。

私は、事業者とか、それから国の機関のこれから起こる地震の危険性に対する評価が非常に過小評価ではないかと、非常に不安が大きいという気持ちを持っている、そういう立場で一言、言わせてもらいたいのですけれども。

今日のご説明で、安全委員会が信頼される第三者機関を目指すということで、まだ、そうっていないということだと思えるのですけれども、その上で非常に大事だと思うのは、現地とか現場の土地とか建物、設備をよく調査するのが一番大事だと思うのです。それは、確かに東京電力さんが一番詳しくて、その次に保安院さんが詳しくて、その後に安全委員会さんがあると思うのですけれども。やはり医学とかそういう分野でも、ある先生が、ある薬の害について研究したときに、専任ではないものだから、いろいろな事務局が用意する資料を全部読んで、それで、ああ、これは安全だという結論を出してみても、それから少したってみたら、実は、それに批判的なデータを自分は全然もらっていなかったということで、大反省して、そして、そういう薬は危険だということで、そういう運動の先頭に立った先生がいるわけなのですけれども。そういう現場の資料をあまりとれないで、資料といってもそれは書類的とか、いろいろなものでは当然とっておられるのだと思うのですけれども、生の現場の状況を知らないで、結局。今日、安全委員会のメンバーを見せていただきましたけど、確かに5人ぐらいの方は専任のようでも、あと、いろいろな学者の方は大学とか、そういうところで兼任で多分やっておられると思いますし、手足となって現場で目となり耳となってやる方が、先ほどの説明では、保安院さんは何百人でしたか、大勢おられるのですけれども、安全委員会さんは、要するに、書類を見て大所高所から言えばいいという感じだけだと、今までいろいろ裏切られてきた経過を見ると、とても信頼される第三者機関にはなっていないということが実態だと思います。

そういう点から言うと、県知事とか市長も言っているのですけれども、やはり信頼される第三者機関になるのであれば、ちゃんとした事実を調査する手足となる、目と耳となる、そういう専任のスタッフがいっぱいいる組織といいますか、イメージとしては安全委員会の下に直属で保安院がくっつくというような組織。アメリカなんかでは、何でしたかね、ちょっと英語は忘れてしまったけど、そういう原子力安全規制委員会があって、そこがものすごく、日本よりも10倍ぐらいスタッフを用意して専門的にやっているということですので、市長選なんかでも、そういうことを提案された候補もおられるので。やはり、本当に信頼できるようにするには、そういう陣容にぜひ変えていただかないとならないということを安全委員会の方に要望したいと思います。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

安全委員会、いろいろな活動で実際の現場をあまり知らないのではないかとご指摘、一部、ごもつともでございます。それは、安全委員会の性格というのが、まずは、やはり基本設計に対する安全審査。ですから、まだ原子力発電所ができていない段階で、それから新しい変更とかができていない段階で、それが基本的に災害防止に支障

がないかどうかということをチェックする段階での審査という関係があるので、なかなか実際のものを見てということが少ないということでございます。ただ、実際の安全審査では、そういった際にも、審査会で現地調査をすとか、それから今回のバックチェックにつきましては、9月5日にここで開催させていただいたとき、それから、それ以前にも現地調査をさせていただいた、そういったこともやって、例えば、9月にやったときにはボーリングコアですとかトレンチ、そういったところを見させていただいたりして検討を進めて、できるだけ現場、実際のものということを見ていきたいと、審議していただきたいというふうにやっているところでございます。

◎佐藤委員

佐藤です。

まず第一に、先ほど竹内さんにご説明いただきました5ページに、中越沖地震による影響に対する基本的認識というのがここに出ています。ああ、これはすばらしいことだなというふうに思ったのですが、やはり、お上というか、実は、いただいた12月11日の原子力安全委員会決定という文書の中では、この種のことが一言も触れられていないと。こういう問題があったから、こういう反省の上に立って、どういうことをやるのだというのが一般的には当たり前のことであって、中間報告に対する見解なのだから、これでいいのかということではなくて、やはり皆さんが右往左往しながら今回、いろいろな議論をしたり委員会を立ち上げたり大騒ぎをしてきたことの原因というのは、まさに今まで非常に問題があった安全審査、そしてダブルチェックといっても規制庁が上げたものを丸ごと認めてきたということの結果として、こういうことが起きたわけですから、その辺のことについてのきちんとした反省というか、そういうものを決定の中に入れてもらうということにならないと、まずいのではないかとというふうに私は思います。

それから、もう一つは、将来の責任逃れのためにとというようなことを言っているのではないかと思われるのが、中間報告に対する見解の4ページの上から丸が3つ目の後半なのですが、当委員会は、高精度の探査機器、手法や高度な解析処理技術等、さらに高精度の調査解析を将来、実施することにより、より高度な判断が可能になると考えるというのが、今は100%ではなくて60%か70%なのだよというふうに聞こえてもしようがないのではないかと感じる。あるいは、将来、何か起こったときに、言いわけとして不十分だったというのもあるのですが、そのときは十分でしたというような形で、今から、そういうものを担保していこうというふうにとれるのですが、その辺はどうなのですかということ。

それから、保安院の方にも再三にわたって申し上げたのですが、いわゆる検討の前提という23以降にあるのですが、事業者と委員会の間を行ったり来たりする人がいるとか、そういうものに対して一定程度、問題があるという提起はしているけれども、今後、どうするのかということがきちんと明記されない以上は、出てきたものを信頼しろといっても、そうはならないのではないかと。わかりますか。

事業者に助言をしたり、そして、今度は一方で、また国の委員会に出てきて。出題されているものを教えてきて、そして委員会でもって事業者が出してきたものを審査するみたいなことが行われているとすれば、それはまずいではないかということは、大勢の人が知っているわけだ、もう。そういうことについて、もうちょっと明確に、きちんと

されることが必要なのではないか。議論されたということは私も聞いていますから、ああ、ようやく、そこまでいったのかという感じはしていますけれども、それをどうするのかというのは、専門家の数が少ないとか、この人を外すと議論にならないとか、いろいろなことが議論されたように聞いていますけれども、それは一定程度、けじめをつけてもらわないと、そういうことが結果的には今回の地震でもって右往左往する原因になったのだとすれば、それをきちんと排除してもらおうということをやってもらわなければ信頼を得るといふことにはならないのではないかと申し上げたいと思います。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

3点、ご指摘があったと思います。まず、12月11日、安全委員会決定しました中間報告に対する見解。その中で、先ほどのように、7月ですとか中越沖後1周年たったとき、そういったいろいろな段階で見解として出した安全委員会の認識ということが、この報告書に書かれていないということだったと思います。今、おっしゃられたとおり、これは中間報告、それに対して、どういうふうに考えるかということでまとめていますので、そういったことは入っておりませんが、12月25日にこちらで開かせていただいた説明会の際には、冒頭で安全委員長、先ほど私が申し上げましたような認識というものを、まず述べさせていただいた。ですから、そういったことは、ここに書いていないからといって忘れたといったようなことではないと思っておりますし、そういう対応をしているところであります。

それから、中間報告に対する見解の中で、ご指摘があったようなところ以外にもありますけれども、今後の研究が必要であるというところがございます。まず、ご指摘があった海洋調査につきましては、議論の中では、専門家の先生方は、このデータで解析・判断することは可能であるという前提で、ただ、やはりいろいろな技術が今後も進歩するし、新しい技術を使えば、より、そこが明確にわかる、高度な解析ができるというものがあるので、そういったことは今後どんどん使っていこうということで書いてあるのでございまして、判断ができなかったというわけではございません。

それから、ほかのところでも、やはり今後の研究、検討が必要であるというふうなことを書いています。それは、やはり自然現象でございます。新しい耐震指針、25日にも説明の中でありましたように、やはり不確実性がある、だから、そういうことについては不確実性を考慮して、今後、想定されなかったような地震が発生するということがないようにチェックして検討していこうということで進めてきています。

ただ、やはり科学というのはどんどん進歩していくものでございまして、それでないといけないと思っています。そういった意味で、新しい知見は今後ともいろいろな面で、どんどん研究開発を進めていただき、そういった成果をまたフィードバックして安全をさらに高度化していくといった取組は、永遠に続けていかななくてはならないものだというふうに思っています。

それから、最後に中立性に関するご指摘で、事業者に助言等をした人といった問題がある場合は排除すべきではないかということ。この点についても、この中立性の委員会での議論、それから手引きの委員会での議論、そういった中でもございました。一つは、先ほどおっしゃられたような、そうしたことを言っている人は中立的な判断ができないのではないかと申すようなご意見。他方では、やはり学問的な専門家というのは、自分

の研究成果、自分の研究で思っていることを「こうだ、こうだ」と、誰から聞かれても同じことを答えるのではないかといった議論がございました。

専門性、中立性の懇談会の議論では、安全審査をやるには、その分野ですぐれた人に参加していただく必要があるのではないかと。特に、いろいろな先端的な分野になればなるほど、その研究なり知見を持っている方の数は非常に狭まっていくのではないかと。ですから、当然、事業者であるとか申請者であるといった方、そういった方は審査には入らないというのは、まず大前提として、いろいろな関連があるということについては、そういった関連は、どういう関連があるのかということをご自己申告していただいて、後になって何か問題があったらトレースできるような仕組み、そういうことをつくり、そういった仕組みの中で透明性なり中立性を高めていく、そういったことのほうが実際の安全性を高めるという本来の安全委員会の役割には有効ではないかというような議論がありまして、先ほど申し上げましたような提言があり、その提言を受けて、今、こういった具体策をしていこうということを案をつくってパブリックコメントをしているところでございます。

また、パブリックコメントの中で出された意見につきましては、検討して、修正すべき点は修正しということで、具体的な対策というのを今後つくっていきたいというふうに思っております。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎高橋（優）委員

高橋といいます、私たちは約30年前から原発とつき合ってきていますし、恐らく、これからも共存してつき合っていくことになるかと思うのです。だけど、会長さんもさっき言われましたように、それは真に安全と安心が担保されるということが前提になると思うのです。だけど、私どもは30年前からリスクという、のどに小骨が刺さったような気持ちでずっと来ているわけですけれども、この中越沖地震で大骨に変わったのではないかと私は認識しているのですが。

例えば、安全保安院があったとしても、今、基準地震動が見直されてバックチェックがされているわけですけれども、地震があった一昨年の7月16日から10日もたたない中で原子力安全委員長でいらっしゃいます鈴木委員長さんはどう言ったかといいますと、7月25日の電気新聞で、世界に地震国の安全、つまり原発の安全を訴える好機にすべきだと、これは見出しですけれども。今回の地震によって、幸いにして原子炉の安全機能である「とめる、冷やす、閉じ込める」は確実に機能が働いたと、基本的な安全は確保できたと見ていると、こう言われているのです。しかし、その後、昨年10月31日までに3,605件の不適合事象が、この段階では、まだわかっていない段階での発言だということに私は驚きます。

しかし、言い過ぎたと思ったのでしょうか、その後で、しかし、実際に観測した入力波が機器や建物にどのような影響を与えたかは、まだわからない。弾性限界を超えている可能性もあるので冷静に検討してほしいと、こういう言い方もされているわけですが。しかし、記者に所内の火災はどのように評価するのかと聞かれて、どのように答えたかといいますと、これまでも地震と火災の関係はあまり議論してこなかったと。これにも、

私は非常に驚きました。地震調査を含め、徹底的に調査するのは社会的な責任だということにも言及されていますが、そのきわめつきは、日本という地震国でも原子力の安全は確保でき大丈夫だということを訴えるチャンスにすべきであると、こう言っていることについては本当に驚きます。

原発の耐震指針というのは、今でもそうだと思うのですが、電気事業協会が1970年に策定した原子力発電所耐震設計技術指針によって、当初から恐らく現在まで、設計も審査も中で使われていると。そして、最も詳しいのはメーカーであって、先ほども言われていましたけれども、ノウハウを持っているメーカーの方、関係者が安全審査にかかわっているということが批判されて、私どもが9月25日に視察に行ったときにも、透明性を高める必要があるのだというふうに委員長は言われていまして、10月末には一定の中間報告も出せるだろうと言っていました。その透明性を確保していくというのが先ほどのまとめの中にも出てきているのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

先ほども吉野先生が触れられていましたけれども、市長選が去年、戦われまして、私は現職に投票した1人ですけれども、桜井さんという落ちた方なのですが、この方は、その中で原発の問題にかかわってどう言ったかといいますと、原子力安全・保安院と原子力安全委員会を統合、改変し、執行権のある独立規制機関が必要だと。このことは柏崎市がリーダーシップをとって積極的に進めていく必要があると。この点については、市民の多くは賛同したのではないかというふうに私は思っています。苦し紛れのマニフェストにも思えるのですけれども、市民に対する説得力としては、あったのではないかというふうに思っています。

中越沖地震によって、地震の発生機構だとか伝播していく過程での増幅が初めて明らかになったわけですがけれども、過去の地震動が何だったのかということは、やはり今でも問題になっていますよね。科学技術の進歩の中で、よく保安院の加藤審議官は言われていました。最新知見というものをもって、震災時には最新知見が反映されていると言われていましたけれども、最新知見というのも、やはり中越沖地震を体験した私どもにとっては時代遅れというふうに感じざるを得ませんし、審査体制の見直しをしない方が非科学的で無責任というふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

全部について、ちょっと確認していないので、もしかしたらお答え漏れがあるかもしれませんが、すみません。

まず、火災防護指針の関係ですけれども、それについては、ご指摘のとおりでございます。中越沖地震があったときの火災、結果的には重要な安全機能に関係する機器への影響を与える事態には至りませんでしたけれども、そうした火災というのは大きな不安を与える結果になってしまっております。

それから、実際に地震があったとき、地震に対しての安全性を確保しながら消火活動を行うことということも、なかなか難しいということなどが浮き彫りにされました。そして、ご指摘のとおり、火災防護指針、大規模な地震を想定した要求事項というのは、その中に入っていなかったということもあって、こうした火災防護指針についても見直すべきだということで検討しまして、19年12月に火災防護指針の改正ということをして

やってきたわけでございます。

それから、2番目にございました安全審査体制、例えば、一番詳しいのはメーカーであって、メーカーなどが安全審査を実際に担っているのではないかというようなお話でございますが、まず、原子力安全委員会でやっています基本設計の安全審査というのは、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、60人と40人というのが条件で決まっています審査会でやっております。そこで明文化したルールではございませんが、少なくとも申請者は審査員になるのはおかしいのではないかとということで、申請者が審査員になるということにはございません。それから、やはり一次審査をやった方が同じく二次審査をやるということも、1人の方が二つに所属するというのも、それは避けるべきだというようなことで今までもやってきているところでございます。基本的に、審査員の先生方は大学の先生ですとか研究機関の先生方ということで、メーカーとか電力会社、そういった方々ではない方をお願いしております。

最新知見、中越沖地震を踏まえれば、今の指針というのは不十分で、時代遅れではないかというご指摘だと思います。確かに、56年の指針、それから、それ以前に審査したものの、それについては今回の地震を想定して安全審査できなかったということは事実でございます、そこは最新知見を反映していなかったということで、現時点で、そういったことをちゃんと見直して、新しい指針、常に最新知見を反映して審査していかななくてはならないということを考えて対応しています。

ただ、新耐震指針が不備ではないかどうかという点については、今、バックチェックをやっています。その中では、今の耐震指針、阪神淡路大震災とか、そういった知見を踏まえて、変動地形的なことをやるとか、それから震源を特定しない断層ですとか孤立した断層、そういったものをきちんと見て審査をしていく、そういったやり方というのは今の時点で有効であるのではないかとということで、特に、それを見直しというよりも、今の時点では、手引き、まだ活断層のところについてしかつくっていませんが、それについて、基準地震動の策定であるとか地震随件事象をどういったことで具体的にチェックしていくか、そういったことを、まず先にやっていくべきだろうということで作業を進めているところであります。

◎明野総務課長（原子力安全委員会事務局）

それから、すみません、補足、よろしいでしょうか。

今、ご指摘の中に不適合事象、約3,000件あったわけですけれども、それについて、原子力安全委員会では軽視しているのではないかとご指摘があったかと思えます。その点でございますけれども、不適合事象、先ほど言いましたように3,000件あったわけでございますが、これについても、原子力安全委員会は軽視しているわけではございません。原子力安全・保安院から、これを含めた中越沖地震発生時の運営管理に関する評価結果というものの報告を原子力安全委員会にしてもらい、その内容を、原子力安全委員会の原子力事故・故障分析評価専門部会で説明し、分析をして、3,000件の不適合事象の中から、今後、予防措置の観点から参考とすべき事項とか、それから情報提供とか共有がなされるべき事項とか、そういったことを取りまとめて委員会決定を、昨年6月にしております。

そういったことで、不適合事象についても、そこから教訓を抽出して原子力発電所等

の安全に生かしていくという取組をしているところでございます。ちょっと補足でございますが、以上でございます。

◎牧委員

牧ですが、いろいろ今、原子力安全委員会の話とか保安院さんの話とかお聞きして、その部分はわかったかなと思うのですけれども。今、東京電力さんでは7号機が先行して進んでいるというふうなことです。例えば、7号機が全部、修理が終わりましたといったときに、保安院さんが立ち会いして、ああ、そうか、わかったというふうな話になって、地元が運転していいとか悪いとかは、こちらへ置いておいて、どういうルートで国の方が安全の審査をして「運転してもいいよ」と言うのか、そこら辺のところをちょっと聞かせていただきたいのですが。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

まず、保安院の方からお答えいたしますけれども、ここずっと説明させていただいておりますけれども、保安院では、今回の地震で揺れて大丈夫だったのかどうか、また新しい基準地震動で揺られても大丈夫かどうかという評価を号機ごとにやってきているわけであります。

7号機については、地震に揺られて大丈夫かどうかということについては、設備単位での評価も大方終わりました、現在は原子炉の中に燃料も入れた状態で安全系統がちゃんと働くかどうかという試験をやってきているところでございますが、残り3項目ある状況であります。

今、タービンの復旧作業中でありまして、このタービンの復旧が終わって、かつ、また市の方から消防法による停止命令、東京電力の方でそれがいただけましたならば、残り3項目の試験をやる状況が整うというわけであります。私どもとしては、残り3項目の試験の結果、それから、もう一つは、新しい基準地震動で揺られても、まずは7号機について評価しておりますけれども、7号機がもつのかどうかという評価の結果、これが両方とも良好であれば、その先の段階、つまり、今度は原子炉を動かしていろいろな機能に問題がないかどうかを調べる段階に入れるかどうかの判断を下すわけでございます。その判断の結果については、また、その判断が得られた段階で、地元の皆さんにきちんとご説明したいと思っております。

◎牧委員

それでは、誰が最終的に「運転してもいいよ」と言って、国の方が決めるかというのが、ちょっと見えないのですが。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

そこから先は全く仮定の話になりますけれども、原子炉を動かして行う試験の結果、いろいろな機能に問題がないということが確認できましたならば、また、今、全号機、定期検査中という状況でありますけれども、定期検査で見べき点について問題がなければ、7号機については、もし、そういう状態になりましたならば、保安院としては定期検査の終了証を出すということになるわけであります。そういう状態になれば、大手を振って運転をできるという状況になるというわけであります。

◎牧委員

それは、あれですか、原子力安全委員会とは関係なく、保安院さんが「いいよ」という

ふうな話ができるわけですか。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

法律上の手続といたしましては、例えば、原子炉の設置の許可を行います場合には、原子力安全委員会の意見を聞かなければ、我々、設置の許可はできないというふうになっておりますけれども、今、言ったような判断につきましては、必ずしも事前に原子力安全委員会にお伺いを立てなくても我々独自でできるというふうになっております。

ただ、今回の場合には、これまでもそうですけれども、私どもが行っております一つの判断について、その判断の検討作業中から原子力安全委員会の方でいろいろ我々を呼び出して状況を聞いておられて、我々が判断を下した暁には、それがおかしくないかどうか、原子力安全委員会独自としての見解をさらに出されるということで今回は作業が進んできておるわけでありまして。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

原子力安全委員会、この間の基準地震動については、保安院が出した結論、それでいいということで出しておりますが、我々がまだ確認させていただいていないという点は、地震随件事象、津波ですとかそういったもの、それから施設の健全性、こういったところ。先ほどの説明の中でもありましたけれども、法令に基づいて報告を要請しているものでございますので、法令に基づいた報告を受け安全委員会としての確認チェックをしていくというようなことが、まだやっていなくて、今やっていくような内容でございます。

◎牧委員

もう一回、確認なのですが、今、今度は新潟県にお聞きしたいのですが、新潟県でも専門委員会というふうなことがあって、設備等、それから地質に対して研究されているわけなのですが、この委員会というのは、いつまで続くわけですか。何か、この前、聞いたときは、いろいろ何かが出てくるから、そのたびにやらなきゃだめだというふうな話だったのだけれども、国の方の審査が例えば終わって、国の方は「いいよ」と言っているのだけれども、新潟県は、まだ地質がよくわからないとか設備の耐震基準がよくわからないとか何とかかんとかでもって、だめだとか、いいというふうな判断というのは、どういうふうな形で、いいとか悪いとかの判断をされるかというようなことを聞きたいのです。

◎松岡原子力安全対策課長（新潟県）

大変厳しいところを突かれたなというところが正直なところでございますが、今、前回の定例会以降の行政の動きで若干説明させていただきましたけれども、基本的には、まず国というよりは東京電力さんが調べた調査結果の部分を保安院の方に説明をした部分で、同じものを、ある程度、私どもの二つの小委員会の方に説明をさせていただいて、いろいろな議論をしているというのが一つであります。

それから、もう一つは、保安院さんの見解といいますか、そういうものが出た段階で、私どもの小委員会の方に来ていただいて、そこで国の考えとか、なぜ、例えば妥当であったかというのは、どこのポイントで、どういうふうな形で判断したのかということを一応、私どもとしては県民の目線で安心できるような形で、ある程度、議論したいということもありましたので、そういうところを観点としてやっております。

したがいまして、国の方でワーキングとか、そういうところで説明したものを、1回か2回ぐらい、遅れた段階で説明するというので、ちょっと遅れているというのが実情です。

行政の動きのときに言いましたように、大分、いろいろな立場の方が入っておりますので、一本にまとめるというのはなかなか難しい部分があるというのが正直なところでございます。ただ、その中でも、ここは問題ないですよというところもありますし、これはどうしても、やはりだめだというところもあります。並行なところもあります。

そういうところも含めて、私どもの方としては、論点は、どうしてもだめだというところは、何が出発点というか、何が疑問だからだめなのだというところを、ある程度、乾かすという大変ですけども、明らかにした中で整理をして、その上で親委員会の方に、ちょっと時期はまだはっきりと言えないので何とも言えないのですが、小委員会の委員さんの中で議論していただいて、そこで、ある程度、報告書といいますか、そういうことの報告ができるような段階になったら親委員会を開いて、その中で、また少し議論をしていただきたいなと思っております。そういうような形で一応、進めていきたいということは考えているところでございます。

ただ、行政の動きの裏の方に書いてございますけれども、今度、1月21日と1月29日に向けて、現在、論点が明らかになったところは整理し始めております。事前に委員の先生方に事務局のたたき台といいますか、そういうものをつくって送っていただいて、こういうところはおかしいのではないかとか、そういう意見を整理した中で、21日と29日に、とりあえず第1回、ある程度のたたきをしていきたいなというところがありまして、もうちょっと時間がかかるのではないかなというふうに事務局としては思っておりますけれども、時期については、そういう段階になりつつあるというふうにご了解いただければと思っております。

◎新野議長

まだ発言されていない人を優先させてください。

武本さん、お願いします。

◎武本委員

武本といいます。

保安院も安全委員会も、地震を踏まえてかなり変わったという印象は持っています。しかし、基本的には、どうなのかなということを経つか聞きたいのです。今ほど来の説明で、私はこういうふうに思うのです。もう4年ぐらい前だったでしょうか、姉齒建築士の耐震偽装事件というのがありました。このときには、彼は彼なりの判断基準があって大丈夫だと思ってやった仕事を、だめだということになったわけです。それは、安全余裕、これが、設計条件は安全率を掛けてから、安全率の範囲内だったら壊れないだろうみたいなものが大本にあったと思います。しかし、彼が設計したビルは解体されたり補強工事をされたりしているわけです。

では、今回の地震はどうだったか。それは、断層の評価が間違っただとか何かというのはいいというか、結果ですから。そのときに想定した加速度というのは、基準地震動レベルで言えばS1、300、S2、450、それが、中越沖地震で実際に観測したというよりも計算で逆算したらしいのですが1、699です。最大でも450しか考えていな

かったのが、1, 700近くになった。それで、今度は細かい話は別にしまして、2, 300でやりましょうという話になっています。そうすれば、姉齒さんよりひどいことを国ぐるみでやっているのではないかという不信が、どうしてもぬぐえないのです。そういうことに対して、なるほどなという説明がないということが残念です。

それで、具体的なことを幾つか聞きます。例えば、今、7号機の審査は、中間だかどうか、いいところまでいったという話はありませんが、6号機の揺れ、横揺れよりも縦揺れの方がずっと大きかった。しかし、今の設計基準等、それはトウキ解析するとか何かというのはありますが、横揺れの半分しか縦揺れは見ていないのでしょうか。こういうところを、どういうふうに改めたのか改めないのかとかですね。

私が柏崎の原発で一番心配しているのは、中越沖地震で不同隆起しましたよね、6センチから11センチだか何か隆起しました。地震後も、ふらふらふらふらと浮き沈みしています。こんなことは、審査の基準にあったのですか。何を基準にして、これでもいいという判断ができるのですか。どこを探してみても、基準が見つからないのです。東京電力は3,000分の1の傾きだからいいというふうな言い方をしていますが、はかるたびに傾く方向が変わっているなんて、こんなふらつくような地盤を何をもとに審査するのですか。

例えば、そういうことを、何が起きているのだろうか、自然科学に冷静に現実を見たいみたいなことを言っていますが、こうしたことは何を基準に、いつ、どこで判断したのですか。今後、どうするのですかみたいなことを言いたい。

ただ、こんなことは素人の我々ではなくて、専門家できちんと議論してもらいたいです。そういう点で、12月25日、停電になった安全委員会説明会で、女の人だったと思うけれども、いろいろ心配している専門家もいる。具体的には、海底の断層がどこなんだみたいな議論のことだったと思います。石橋先生や渡辺満久さん、直江津出身なのですが、彼らが言っていることを専門家としてどのように決着をつけたのですかみたいな質問がありました。

このときに、広島大学にいて、今、移られた中田先生の後任だというふうに聞いていますが、奥村晃史さんですか、彼が、石橋先生と議論しました。石橋先生は途中で沈黙しました、だから議論は決着がついたのですということ先ほどの70人の前で明言されました。

それで、石橋先生に、そんなことあったのですかというふうに聞いてみました。そうしたら、彼が第四紀学会か何かだったそうですが、発表したときに、誰も質問しなかった。飲んだ席で話題にはなった。しかし、そういうところの議論を、私がないところで、みんながいるところで議論するとは、一体どういう人なのですかね、ぜひ安全委員会の責任において公開の場で議論を乾かせるべきだというのが、石橋先生が最近、そんなことを言っているのを聞きました。

それで、ここから私が言いたいことですが、先ほどの報告の中に、今、言う断層にかかわることは、大きな論争はF-B断層が地震を起こすというのは間違いだという主張なのです。渡辺さんや石橋さんは、佐渡海盆の東縁にある断層が地震を起こしたのではないか、その一部がF-Bなのではないか、こういうことを言っていると思います。詳しいことはわかりませんが、しかし、保安院も安全委員会も、F-B断層が唯一の犯

人だみたいな言い方になっています。そこが議論になっていて、学会の中でも乾いていないのではないかというふうに私は思います。そういう議論を、ここで。

いろいろな人がいるわけです。原発で働いている人もいます、この地域には。そして、いろいろなかかわりのある人もいます。そういう、少なくとも学会レベルで沈黙するような議論の乾き方、これを柏崎刈羽の地域でやってもらいたい。それは、保安院が12月25日に連れてきた専門家がそういうことを言ったことを何人もの人が聞いているのですから、そういう人たちがというか、大半の学会の中でコンセンサスが得られているのであれば、私は、こんなことは言いません。しかし、いみじくも基本設計の審査だ、その後もいろいろなことを審査しているとは言えるものの、基本的に出てくるデータは事業者、東京電力のデータです。これでは失敗を繰り返すのではないか、そういう不安があつてなりません。

もう一回、言いますが、保安院も安全委員会も大分変わったとは思いますが。理解してもらいたいということで、丁寧に説明していることもわかります。しかし、本当に知りたいことは、柏崎刈羽が原発の適地なのかどうか。それは、どの基準に基づいて、ふらついていることは許容できるのか。ほかにないほど、ほかは、せいぜいSsは800どまりです。柏崎で2,300でなければならないというのは、そもそも、その一つだけでも、もうこんなところはだめだということになるのではないか。そういうことを、いろいろな専門家が堂々と議論できるような、そして、その中で決着ができるような、そういう場をつくってもらいたいということを私はお願いしたいと思います。

そうでなければ、地域の人には国を信用することができません。なぜならば、既に何回も失敗を繰り返している。そのたびに軌道修正はされているのですが、そのきわめつきが7月16日の中越沖地震の被害です。ですから、学会の中で議論に一定の結論が出るようなことをやってもらいたい。それが今、唯一やられているのが、県の技術委員会の検討会だと私は思っています。ですから、そういう議論、徹底してやって、なるほど、みんなが、その線が妥当な線だなというところを出してもらわない限り、国が姉齒さんと同じことをやっているとしか思えないのです。

以上です。

◎新野議長

今のも要望ではありますが、お答えになりますか。

◎竹内審査指針課長（原子力安全委員会事務局）

まず、いろいろなことというところの根幹は、やはり安全審査がきちんとしていないのではないかという、その具体化が想定していなかった地震が実際に発生したということに尽きるのだと思います。私、一番最初に申し上げましたように、それが、安全委員会が今回の中越沖地震発生直後、認識し、それで、どういうふうにしていくかといったところの一つの大きいスタートポイントだったと思います。新耐震指針を具体的に運用し、具体的な手順をつくり、審査体制を改めるといったような、こういった対応を続けておりますので、そういった対応を見守っていただきたい。また、安全委員会側も、これまでの活動に限らず、これからも最新知見によって安全性をさらに高めていくという活動、審査とか検討、そういったいろいろなところでやっていくということを、実際に今日示したような、いつ、どういうことをやったということを今後も積み重ねていき

たいというふうに思っています。

◎久我委員

久我と申します。

立場を先に言ったほうが、初めての方もいますので。私は、原子力発電所を推進している立場で、早く地域のためも含めて、7号機を動かしてほしいと願っている1人です。立場が変われば見方が変わるということを今、原子力安全委員会さんの話も含めてなのですが、感想があったので、お話をさせていただきたいと思います。

先ほど高橋委員の方から、委員長の方が地震の後、早々に発言があったのがけしからんというお話がありましたけど、僕は逆に、立場が違いますから、どう受け取るかは皆さん、それぞれ違うと思うのですが、ああ、思ったより正直な人なのだなど。逆に言うと、そういうふうな感じを持ったのです。逆に言えば、政治家の人というと、別に政治家が正直ではないとは言いませんけれども、決して、そんなことは言わないと。僕は逆に、学者だからこそ、専門家だからこそ、地域の被災ということはあるにしても、自分が研究していることに関して、こうだという正直なところが出て、言った一言なのだろうと。

だから、逆に言うと、だからこそ、よくとまった、閉じ込められた、安全にとまったということ、どう検証するかを考えた方がいいのではないのというのが、それについてくる言葉なのだろうというような気がしていました。先ほど高橋さんの意見を聞いたとき、おれだったら、思ったより正直な人だなと感じてしまうかなというのが私の考えかたの立場です。それと今ほど武本委員さんの方から、国の方がまだまだ正直ではなくて、県の方が今流の議論だというお話もあったので、これも立場が変われば見方が変わると。

私にとっては、県の技術委員会の報道を見る限りは、何か、地震というのは活断層の長さというのがあるのだと思うのです、きちんとしたものが。だけど、先生の立場で、本来、地震学の先生だったら地震を皆さんで議論するだけでいいのだけれども、原発の推進と原発の反対だけで、議論がああも違うのだなど。逆に言うと、最新の知見で、例えば34キロのF-B断層の長さだという人もいれば、いや、そうではないと、可能性は否定できないという人がいると。

僕は、そう言うのだったら、否定できないのではなくて、長いということを立証しなさいとやはり言いたくなるのですが、それが本当の今のきちんとした技術の先生方の議論なのかなと。あるかないかという議論の中で、あるというのと、あることが否定できないという表現の仕方が本当に正しいのかなと、実は、いつも報道で見ていると、そう感じるのです。そうしたら、いつまでたっても結論は出ないと。僕は逆に、申しわけないけれども、県の技術委員会の方が地震の長さを土俵に乗せて、自分たちの哲学かポリシーを議論し合っている場にしか見えなくて、かえってジャッジができる国の方が、きちんとしたスタンスで言えるのではないかなというのが僕の今の感想です。

基本的には、そういういろいろな立場の方がいて、いろいろな見方をしますから、僕は、最終的には透明性だと思うのです。よく佐藤さんが学者さんがいろいろな研究費をもらっているという話もあるのだけれども、僕は、もらって悪いと思っていなくて、学者さんという人たち、もしくは技術者という人なのか何だかわからないですけれども、

が自分の良心に照らし合わせて、きちんとジャッジができる透明性が確保できれば、僕は研究費にお金が出されようが、それは国にとっていいことだと思うので。中立性という問題はいろいろあるのだけれども、その辺の仕組みづくりをしっかりしていただければ、それがやはり地域の透明性や安心の一步だなというのを思っているので、ぜひとも、そういうこともつけ加えて。今日の感想でした。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

吉野さん、何かある。簡単にすみませうか。

◎吉野委員

吉野でございます。

運転再開の安全確認の手順についてなんですけれども、当事者の方々が、一番地震の被害が少なかった7号機から安全性を確認して、一刻も早く運転を再開したいという焦る気持ちはわかります。しかし、7号機でも、原発の構造上、点検できない場所や、運転再開の必要上、壊して点検できない場所がかなり残っていると思います。また、塑性変形の程度などが一定以下で安全と危険のグレーゾーン、すなわち境界領域にある場合もあると思います。

そこで私の意見なんですけれども、このような条件で安全性をより正確に確かめるためには、昨年12月23日に開かれた県技術委員会主催の意見交換会で委員の専門にしておられる黒田教授が主張されたように、最も被害の大きかった号機の運転再開を断念して、それを分解して徹底的に点検する必要があるのではないかと思います。そうすれば、より被害が軽微だった号機のグレーゾーンの塑性変形の程度なども、より正確に推定できるのではないかと思います。

それが意見なのですが、あと質問は、それと関連して、2、4、5号機の建物構築物はまだ未点検ということで、たしか保安院さんの資料にあったと思うのですが、ということなんですけれども、これらの三つの号機は被害が大きかったのではないかと思いますけれども、全号機の中で最も被害が大きかったか、あるいは、最も運転再開が難しいと考えているのは何号機。あるいは、どういう順序で、どこが難しいかとか、その辺の難しい方の順序なり、一番難しいのは何かということを知りたい、それが質問です。意見に対するご意見も、あったら聞かせていただきたいし、質問に対しても答えていただきたいと思います。

以上です。

◎新野議長

今の段階で答えられますか。

◎加藤審議官（原子力安全・保安院）

答えられないというのが答えです。予断を持たずに検討してまいります。

◎新野議長

そうですね。多分、難しいですよ、お立場上。これは、また、いろいろなところで検証が進められていることだし、まだ、この先、ずっと協議をしたり報告をいただける内容かと思っておりますので、答えは保留させていただいて、お答えいただく時期に答えて

いただくということによろしいでしょうか。

◎吉野委員

今後お願いします。

◎新野議長

もう時間なので、今後、速やかに、報告をいただける時期には報告をいただくということで。

ほかの方は、もうよろしいでしょうか。

◎川口委員

川口です。

感想としては、安全委員会も大分変わってきたなというので、本当に地震を踏まえて、やはり、このときだけではなくて、定期的に地元に広報していただければありがたいなと思いますし、僕は原発に、今回の地震に対して、安心は確保できなかったかもしれないけど安全は確保できたと思っております。

以上です。

◎宮島委員

宮島です。

今日の感想だけ申し上げます。やはり安全委員会の方々からの意見、説明はいい勉強になったと思います。今までは、やはり考えていても、なかなか自分の考えと言っていることが一致しなかったのが、今日は、うん、なるほどなという箇所が何か所かありました。私はこの資料をもう一回、見るつもりなのですが、相当チェックを入れておりますが、前からわからなかったことがちょっとわかったなと思っております。これからも、こういう機会があれば、なおさらいい機会ではないかと思えます。ぜひとも、中間でも、例えば定期的でもいいから、こういう勉強会を開いていただけると、わからないことがわかるというか、自分のわからなかったことが納得するのではないかと思えます。今までの会議だけですと何がわからないかすらもわからないことがあったので、それがわかっただけでもいい勉強になったと思います。

以上です。

◎新野議長

今日は初めての勉強会、この系統のはそうなのですが、この先も、もしかしたら、また、お声がけさせていただいて、違う視点とか違う分野の勉強会をさせていただきたいと思えます。また、今後とも、よろしく願いいたします。

◎渡辺副会長

原子力安全委員会の皆さん、委員会の仕組みについて、まだわからないところはあるかもしれないけれども、理解できた。まず、仕組みがわからない、これで物事をやっている、空回りばかりして何もならないと私は思っているのです。まず、これが一つ。それと、やはり保証する役割というのが行政にもあるし、そういうことだと思っております。

盛んに今日も地震の関係の話が出ましたが、できれば私は中越地震のときにこの論争をやっていたかったかと、こういうふうに使っています。これは、国もそうであり、我々もそうであり、あのときに、中越地震、あれだけ恐怖と体験をしたわけですから

れども、あれで安心してしまったのだらうと私は思います。この程度の地震だったら東電も大丈夫だ、我々の家も大丈夫だと、こういうふうなスタンスで来ていたところに、こういうふうな、ちょっと内容は違いますけれども、大被害を受けてしまったと。これで慌てふためいているわけですがけれども。そういう中で、実際は東電のつくったものの、それは皆さんに不安を与えたかもしれないけれども被害は出していないと、こういうふうな実態があって、早く再開してほしいという話も今、出ているようであります。そのところは行政の音頭取りで、ひとつ、最終的なジャッジを出していただきたい、こういうふうに思っています。ちょっと変な話をしました。

◎新野議長

長時間になりましたが、そろそろ閉じさせていただきたいと思います。

来月の定例会は、また、普段の定例会とは違いますので、委員の皆さん、今日は半分ぐらいしか発言されていないのですが、次のときには全員に発言をいただきます。時間がいかに貴重かは、また体験していただいたと思いますので、次には2分間というコンパクトな時間を提案しますので、それぞれが2分でご自分の思いを語れるように、ちょっとシミュレーションしていただければと思います。

今日は、長い間、ありがとうございました。

オブザーバーの方、傍聴の方、ありがとうございました。

◎事務局

大変ありがとうございました。

こんなことを言っただけですけれども、時間をかなり過ぎましておりますが、これで第67回の定例会を閉じさせていただきますが、お願いがございまして。本当に、ここが22時にすべてを終えて、退館というのでしょうか、出なければいけないというものですから、ご都合のつく委員の方、皆さん、また撤収作業の方のお手伝いをいただければありがたいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それ以外のオブザーバーの方、傍聴の方を含めて、速やかにご退室いただければありがたいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今日は、大変ご苦労さまでした。外のほうも、ちょっと荒れ模様になっているようでございます。お氣をつけて、お帰りをいただきたいと思います。ご苦労さまでした。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21：30閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・